教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針

令和７年１月

（令和８年４月改訂）

岡山県教育委員会

はじめに

平成24年7月25日、岡山県立岡山操山高等学校2年生の男子生徒が自ら命を絶つという悲しい事案が発生し、令和3年3月26日、当該事案に関する第三者調査委員会による調査の結果が岡山県教育委員会（以下「県教委」」という。）に報告されました。

岡山県教育委員会としては、生徒の自死の原因は、事案発生前に既に形成されていた野球部監督と生徒の関係性を背景とする、野球部監督からの生徒に対する叱責や体罰であり、これらの言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったと考えております。また、第三者調査委員会による調査報告書では、教員からの体罰・ハラスメントをはじめ、学校における日常的な危機管理体制や児童生徒の心の状態を把握する方法、部活動における指導体制、さらには、事案が発生した際の、学校や県教委の遺族に寄り添った対応、原因究明に対する姿勢など、多くの問題が指摘されています。今後このような事案を起こさないよう、教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止をはじめ、校内体制や予防教育、事案発生後の調査等を含めた総合的な対策を行う観点から、このたび、これまでの国の手引きや通知等も踏まえ、児童生徒の自殺防止対策基本方針を定めることとなりました。

「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4.12 改訂）にも同様の趣旨が示されています。

教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントはこうした児童生徒の権利を侵害することとなる許されない行為であり、不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけになる可能性もあるため、各校において、それらの根絶に向けた取組を進めることはもちろんのこと、平時からの自殺予防教育や校内体制の整備が、一人ひとりの児童生徒の生きづらさや困り感に寄り添う風土づくりにつながります。

また、実際に児童生徒の自殺が起きると、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。遺族と誠実に関わり、影響を受ける児童生徒をケアするためには、日頃からの学校内での役割分担に加え、学校と県教委との連絡体制や、県教委各課室の役割分担などを確認しておくことが重要です。

本事案発生から調査報告書の完成までに8年以上かかった背景には自死の原因調査が適切に実施できなかったことや遺族の心情に寄り添った適切な対応ができなかったこと、第三者調査委員会の設置が遅くなったこと、教員が自死の原因になっているはずがないという思い込みなど、組織としての保身があったと考えており、さらに事

務処理の遅れ等から再発防止策の策定までに3年以上もの長い期間が経過してしまったことを深く反省しています。再び悲しい事案を起こさないよう、この基本方針に基づき、県教委と県立学校が密に連携して対策を進めていくとともに、学校においては、各種指導資料等を参考にして、教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶、自殺予防のための校内体制、自殺予防に関する取組の充実及び学校危機への備えなど、対策を進めていただきたいと考えております。

岡山県教育委員会
教育長　　中村 正芳

目　　次

はじめに

＜第１編＞児童生徒の自殺防止対策

Ⅰ　自殺予防のための校内体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　自殺予防教育の推進

（1）自殺対策基本法における教育の位置付け

（2）自殺予防教育の目標

（3）SOSの出し方に関する教育の推進

2　児童生徒のSOSに気付く校内体制

3　自殺予防のための教育相談体制

Ⅱ　自殺のサインを察知したときの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

1　自殺の心理

2　自殺の危険の高まった児童生徒の早期発見

（1）自殺のサイン

（2）自傷への対応

3　自殺の危険が高まったときの対応

（1）本人に寄り添った対応（TALKの原則）

（2）対応の流れ（自殺の危険が高まっていることを察知したら…）

（3）自殺未遂への対応

＜第２編＞自殺が起きてしまったときの対応

1　学校における対応　・・　8

（1）対応に当たっての心構え

（2）対応の流れ

1）平時からの校内体制づくり

2）対応方針の決定と全体の動き

3）遺族への関わり

4）児童生徒及び教職員の心のケア

5）保護者への対応

6）情報発信（報道への対応）

7）学校活動の再開

（3）基本調査の実施
1）遺族との関わり・関係機関等の協力等
2）指導記録等の確認
3）全教職員からの聴き取り
4）亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア
5）情報の整理と報告
6）基本調査に関する遺族への説明
2　県教育委員会の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（1）事案発生直後からの関わり
（2）児童生徒の心のケアの支援
（3）基本調査の支援
（4）詳細調査への移行の判断
（5）詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査実施の判断
（6）遺族への説明
（7）詳細調査の実施
1）調査組織（調査委員会）の構成
2）詳細調査で行う事項
3）児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査
4）遺族からの聴き取り
5）自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言
6）報告書のとりまとめと遺族等への説明
（8）再調査（第三者調査）の実施
（9）報告書の提出
（10）再発防止策

【資料1】体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック　・・・・・・・・・・・・・・　29
【資料2】学校生活アンケートに係る実施マニュアル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
【資料3】初期対応チェックリスト　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
【資料4】大切なお子さんを亡くされた方へ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
【資料5】心と身体の健康観察シート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
【資料6】事案発生（その日）から3日目までの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
【資料7】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について　・・・・・・　51
【資料8】基本調査における様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
【資料9】基本調査の聴き取りフォーマット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60
【資料10】詳細調査等に係る意向確認書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

＜第Ⅰ編＞児童生徒の自殺防止対策

Ⅰ　自殺予防のための校内体制

自殺総合対策大綱（令和４年１０月閣議決定）では、命の大切さ・尊さを実感できる教育、ＳＯＳの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、心の健康の保持に係る教育をそれぞれ推進することが示されており、児童生徒の自殺対策に資する教育に積極的に取り組むことが求められている。一方で、児童生徒を対象とした自殺予防教育を実施する場合には、教職員間の合意形成や適切な教育内容、フォローアップ体制の整備、保護者の理解と協力などが必要である。

県教委では、これまで、人権教育指導資料Ⅷ「こころ～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～」（平成２６年３月）、「自殺予防教育校内研修資料」（平成３１年１月）を作成するとともに、令和２年から３年にかけては「自殺予防教育学習プログラム」を小・中・高等学校ごとに作成し、発達段階に即した授業展開例を示すなど、学校における自殺予防教育の推進や自殺の危機にある児童生徒への対応力の向上を支援してきている。

また、自殺の要因となり得るいじめや体罰・不適切な指導・ハラスメントについては、「いじめ問題対策基本方針」、２９ページから抜粋を掲載している「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」及び「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」において対策を示しており、併せて実施することが重要である。

１　自殺予防教育の推進

(1) 自殺対策基本法における教育の位置付け

自殺総合対策大綱（令和４年１０月閣議決定）では、学校において、体験活動や世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、心の健康の保持に係る教育の実施に向けた環境づくりを進めることが明記されている。

また、自殺対策基本法（令和７年６月一部改正）では、学校の努力義務として、次のことが示されている。（第十七条３）

ア）各人が共に尊重し合い生きていくことへの意識の涵養等に資する教育又は啓発
イ）困難な事態、強い心理的負担への対処の仕方を身に付けるための教育又は啓発
※これを「SOSの出し方に関する教育」と呼んでいます。
ウ）心の健康の保持のための健康診断等の措置や精神保健に関する知識の向上
エ）児童生徒の心の健康の保持に係る教育又は啓発

さらに、学校の責務として、関係機関と連携し、児童生徒の自殺の防止等に取り組むよう努めることが明記されている。

(2) 自殺予防教育の目標

学校における自殺予防教育の目標は、「早期の問題認識（心の健康）」「援助希求的態度の育成」である。心の健康についての正しい知識と理解を持ち、困ったときに人に相談する援助希求的態度をとれるようになれば、生涯にわたる精神保健という観点からの自殺予防にもつながる。

日頃の教育活動の中に、自殺予防教育の下地づくり（基盤）となる内容が多く含まれているこ

とを認識し、自殺予防教育と連動させ、児童生徒及び教職員の抵抗感を少なくすることが必要である。

また、自殺の原因となる恐れのあるいじめ、体罰・不適切な指導・ハラスメント、虐待などについて、児童生徒が適切な知識を持ち、躊躇することなく援助希求行動が取れるように、日頃の教育活動において、周知していくことが必要である。援助希求行動は、学校や相談機関だけでなく、保護者に向かう場合も考えられるため、保護者の理解と協力を得ることも必要である。

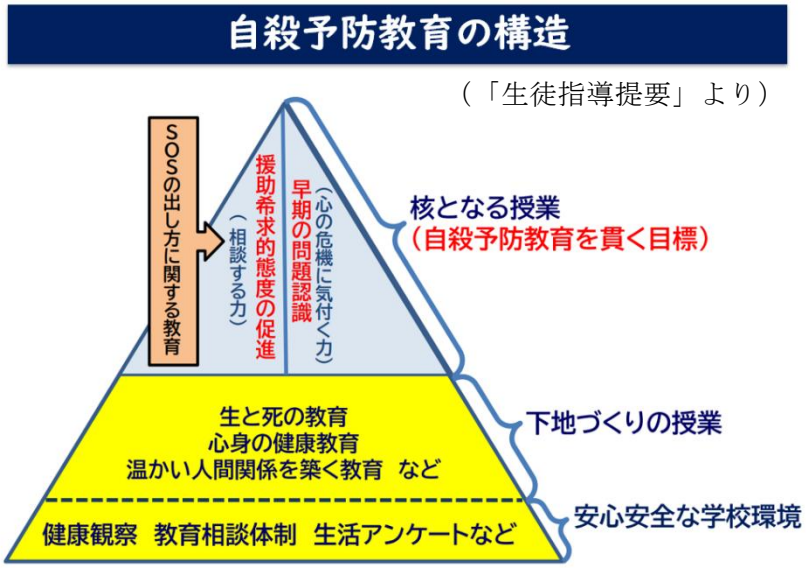

＜児童生徒の心に寄り添う校内の環境づくり＞

・困ったときには何でも相談が行える信頼関係を築いたり、相談体制を整えたりする。

・生活アンケートにより、児童生徒個々の状況や心理状態を把握する。

・保健室、相談室などを気軽に利用できる所にする居場所づくりを行う。

(3) SOSの出し方に関する教育の推進

文部科学省は、各教科等の授業等の一環として、ＳＯＳの出し方に関する教育を少なくとも年一回実施するなど積極的に推進することを学校に対して求めている。

＜身に付けさせたい2つの力＞

①危機に直面した際に、問題を一人で背負い込まず、適切に援助希求行動をとれる力

②友人の危機に遭遇した際に、一人で抱えず、信頼できる大人につなぐことのできる力

SOS の出し方教育は、教職員対象の「SOS の受け止め方研修」とセットで行う。

教職員は、校内研修等により、自殺予防についての理解を進め、児童生徒の心の危機に気付く感性を高めるとともに、児童生徒のＳＯＳの受け止め方を身に付けることが大切である。

＜児童生徒のSOSを受け止めるために必要な”受容と傾聴”の5つのポイント＞

①ジャッジしない

②アドバイスしない

③ありのままに受け止める

④勝手に想像しない（決めつけない）

⑤児童生徒の情景を見させてもらう

（「教師にできる自殺予防～ＳＯＳを見逃さない～」髙橋聡美著より）

保護者や教職員、友人などの身近な人に相談することが難しい場合はスクールカウンセラーや、匿名で相談することができるアプリの活用、校外の相談窓口を利用することも可能であることを、日頃から周知しておく必要がある。

また、自殺の危険の高まった児童生徒への個別支援と併せて、生涯にわたる精神保健の観点から、全ての児童生徒を対象にした「自殺予防教育」に関する資料や教育動画を積極的に活用することも重要である。

※自殺予防教育に関する資料（県教委作成）

○人権教育指導資料Ⅷ「こころ　～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～」（H26.3）
○保護者向け自殺予防リーフレット「子どもとつながっていますか」（H30.3）
○自殺予防教育　校内研修資料（H31.1）
○自殺予防教育　e-ラーニング資料（R5.5）
○自殺予防教育学習プログラム　「中学校編」「高等学校編」（R5.5）
○自殺予防教育学習プログラム　「小学校編」（R5.5）

2　児童生徒のSOSに気付く校内体制

自殺の危険を察知するのは、本人の訴えはもちろんのこと、身近な保護者、友人、担任、関係教職員の気付きからであることが多いため、児童生徒の声に気付くことができる校内体制をつくる必要がある。

ア）相談しやすい雰囲気づくり
・日頃から、”受容と傾聴”の５つのポイントを心がけて児童生徒に接する。
・保健室や相談室が、どの児童生徒も気軽に利用できる場所になるよう工夫する。
・教育相談週間を設け、定例教育相談を実施するとともに、生活アンケートを年２回以上実施するなど、児童生徒のＳＯＳをキャッチする体制を整える。なお、生活アンケートの実施に当たっては、４１ページから掲載している学校生活アンケートに係る実施マニュアルを参考にすること。

イ）言葉にならない声への気付き
・表面に現れた行動の背後にある心の動きを敏感に捉える。
・学年会や教育相談部会などで情報を共有する。

ウ）多角的な視点を生かした児童生徒理解
・児童生徒の問題に最初に気付くのが、図書館司書や給食調理員などの場合もある。学校全体で教育をしているという認識をもち、情報を共有できる体制をつくる。

また、匿名で相談できるアプリの管理者からの情報や、校外の相談窓口からの情報が入ってきたときの対応の手順をあらかじめ定めておき、速やかに校内の相談につなげることも必要である。

※「自殺予防教育　校内研修資料」P.6

授業実施後は、児童生徒の理解度のチェックの他、相談したいことの有無や、相談しようと思う相手、授業の感想などを尋ねるアンケートを実施します。

事後アンケートで、日々の学校生活における悩みやいのちの危機等について書いた児童生徒には、早い段階で個別に話を聴きます。また、悩みの有無に関わらず、短い時間であっても全員と話をする機会をつくることが望ましいです。悩みや不安がない児童生徒であっても、個別に話をしておくことで、危機に陥った際に気軽に相談できる素地をつくることになります。教育相談週間等の取組を活用することも考えられます。

また、事後アンケートの内容や教員の個人面談の結果から、専門的な支援が必要であったり、よりきめ細かい見立てが求められる児童生徒については、スクールカウンセラーが個人面談を行います。面談を通して、今後スクールカウンセラーや地域の関係機関による継続的な援助が必要だと判断した場合には、可能な限り児童生徒本人の了解を得た上で、保護者との面談を行い理解を求めることが必要となります。

さらに、専門的な支援が必要な児童生徒については、保護者の了解を得て、地域の関係機関へつなぎます。その際は、日頃から連携関係を築いている養護教諭等やスクールカウンセラーが窓口になって進めるとスムーズにつなぐことができると考えられます。

3　自殺予防のための教育相談体制

自殺予防は、校内の教育相談体制を基盤にスクールカウンセラーや専門機関の協力を得ながら、全教職員で組織的に進めることで可能となる。そのためには、日々の教育活動を通じて、児童生徒の実態把握に努めるとともに、学校として自殺予防を進める上での共通理解を図り、必要に応じて、校務分掌や教育相談体制の見直しを行うことが求められる。

<教育相談体制を見直すためのチェックポイント>

①児童生徒個々の状況や心理状態を把握する生活アンケートにより、自殺の危険等が高い児童生徒をスクリーニングできているか？

②生活アンケートや面談で得た情報を十分活用しながら、タイムリーに必要な支援を行っているか？また、生活アンケートは必要に応じて複数人によるチェックを行っているか？

③問題に気付いた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気があるか？

④教育相談担当者と養護教諭等が連携の中心になっているか？

⑤教育相談担当者と生徒指導担当者との連携は図れているか？

⑥一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっているか？

⑦話し合いが継続的に行われるようなシステムができているか？

⑧事例検討会（ケース会議）を定期的に実施しているか？

⑨スクールカウンセラーや学校医との連携は図れているか？

⑩学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用しているか？

また、教育相談によって把握した状態を、保護者とどのように共有し、連携して見守っていくかについても、校内で相談する体制を作っておく必要がある。

Ⅱ　自殺のサインを察知したときの対応

1　自殺の心理

自殺はある日突然起きたように見えても、実際には徐々に危険な心理状態に陥っているものである。自殺にまで追いつめられる児童生徒の心理として、次のような共通点を挙げることができる。

ア）ひどい孤立感

「居場所がない」「誰も助けてくれるはずがない」などと思い、頑なに自分の殻に閉じこもる。

イ）無価値感

「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」と考え、生きている意味がないという感覚にとらわれる。

ウ）強い怒り

自分の置かれているつらい状況へのやり場のない怒りが自分自身に向けられる。

エ）苦しみが永遠に続くという思い込み

自分の苦しみはいくら努力しても解決せず、永遠に続くという絶望的な感情に陥る。

オ）心理的視野狭窄

自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる。

2　自殺の危険が高まった児童生徒の早期発見

（1）自殺のサイン

自殺のサインには、次のように多様なものが考えられる。児童生徒に関わる大人は、日頃からアンテナを高くし、児童生徒の小さな変化を的確に捉え、自殺の危険を早い段階で察知し、適切に対応することが重要である。

・これまでに関心のあったことに対して興味を失う。
・注意が集中できなくなる。
・いつもなら楽々とできるような課題が達成できなくなる。
・成績が急に落ちる。
・不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
・投げやりな態度が目立つ。
・自分には存在価値がないと思うようになる。
・身だしなみを気にしなくなる。
・行動、性格、身なりが突然に変化する。
・健康や自己管理がおろそかになる。
・不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
・自分より年下の子どもや動物を虐待する。
・引きこもりがちになる。
・家出や放浪をする。

・乱れた性行動に及ぶ。
・過度に危険な行為に及ぶ。
・アルコールや薬物を乱用する。
・自傷行為が深刻化する。
・重要な人の自殺を経験する。
・自殺をほのめかす。
・自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。
・自殺計画の準備を進める。
・別れの用意をする。（整理整頓、大切なものをあげる。）

（「生徒指導提要」等より）

(2) 自傷等への対応

自分の身体に傷をつけたり、薬物を過剰に摂取するなどの自傷行為等は、自殺を企図して行われる場合と、そうではないが児童生徒の置かれた様々な背景によって繰り返される場合などがある。自傷行為等があった場合には、冷静で穏やかな対応をすることが大切である。また、精神的に根深い背景が考えられるため、受診する医療機関や保護者等と連携し、今後の対応方針を考える必要がある。

3　自殺の危険が高まったときの対応

(1) 本人に寄り添った対応（TALK の原則）

例えば、児童生徒から「死にたい」と訴えられたりすると、教職員自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる」と安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」と叱ったりしがちだが、重要なことは児童生徒の悩みをしっかりと受け止め、寄り添うことであり、そのためには、「ＴＡＬＫの原則」を知っておくことが有効である。

TALK の原則 －自殺の危険が高まったときの対応方法－

Tell：言葉に出して心配していることを伝える

（例）「死にたいくらい辛いことがあるのね。とてもあなたのことが心配だわ。」

Ask：「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる

（例）「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

話したいことをたくさん話せる相手であるように心がけ、解決策を示そうとあせらず、聴き役に徹します。

Keep safe：安全を確保する

危険と判断したら、一人にせず寄り添い、周囲からも適切な援助を求めます。

(2) 対応の流れ（自殺の危険が高まっていることを察知したら…）

個人的対応から

①「TALK の原則」に基づき、児童生徒本人に寄り添う

＜留意点＞

・児童生徒を一人にしない。

・急に児童生徒との関係を切らない。

・一人で抱え込まない。

※秘密にしてほしいと言われた場合、児童生徒の気持ちを尊重しながら、学校が組織として対応する必要があることを丁寧に説明し、理解を得る。

組織的対応へ

②児童生徒の安全を確保する

※管理職、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、学年主任、養護教諭等に報告する。

※生徒指導委員会等の校内組織で情報を共有し、対応を検討する。

※事案に応じて支援チームをつくり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医の助言も得ながら対応する。

③保護者との連携

※情報共有や相談を行う。

※学校の対応方針を示し、共通理解を図る。

※家庭や登下校における見守りを依頼する。

④関係機関との連携

※医療機関（主治医）への相談を行う。

※児童相談所、警察等との連携を図る。

(3) 自殺未遂への対応

自殺未遂が校内で発生した場合は、早急に役割分担し、救命措置（救急搬送を含む）、安全確保及び保護者への連絡を最優先で行う。その他の児童生徒や保護者への状況説明などの対応、県教委への報告等は、次編の「危機対応チーム」の例に基づき、当該児童生徒の保護者と合意形成を図りながら速やかに実施する。

また、スクールカウンセラーや関連機関との連携のもと、本人の心身のケアや今後の支援について、本人や保護者と合意形成を図るとともに、他の児童生徒の心のケアや安全確保も行う必要がある。

＜第２編＞自殺が起きてしまったときの対応

文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年１２月改訂）」では、自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となり、学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要であることが明記されている。

【心のケアの重視】調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ・配慮の必要な子供をリストアップする・調査実施に当たっては心のケアの専門家等の援助が必要

【設置者による援助】県教委においては、当該事案が発生した学校のサポートを行うこと、当該学校についても県教委に対して適切に援助を求めることが必要

【遺族との関わり】遺族の協力が背景調査の実施に不可欠。遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う

【報道やSNS対応の基本的な考え方】児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮し、報道対応の担当者を決めて、誠意をもって正確で一貫した対応を行う。万が一、SNS等において誹謗中傷があった場合には、児童生徒や教職員への心のケアを速やかに実施するとともに、必要に応じて、警察にも相談を行う

【資料の収集・保存】学校においては、背景調査の実施に必要な学校作成資料等の収集・整理に取りかかる。また、調査中に関係資料を誤って廃棄することのないようにするため、また、事案発生から一定期間が経過した後に、遺族が詳細調査の要望をする場合があることを踏まえ、文書管理規則等に基づき、関係資料を適切に保存する。

１　学校における対応

（１）対応に当たっての心構え

児童生徒の自殺は、その家族はもとより多くの人々に深刻な影響を及ぼす。まずは遺族に対して、心からの弔意を示すなど誠実に関わるとともに、影響を受ける児童生徒については、保護者と連携しながらケアし、教職員同士が支え合って対応していくことが重要である。

（２）対応の流れ

１）平時からの校内体制づくり

学校における緊急危機対応のための「危機対応チーム」などの校内体制（役割分担）は、平時から決めておく必要がある。

＜危機対応チームの例＞

①	遺族への対応	校長、副校長、教頭、担任	②	教職員への情報共有・学校再開準備	教務主任
③	児童生徒への対応	学年主任、担任	④	児童生徒のケア	教育相談担当、養護教諭等、スクールカウンセラー

⑤	警察への対応	生徒指導主事	⑥	マスコミへの対応	副校長（教頭）
⑦	PTA 会長への連絡	校長	⑧	県教委への連絡	校長（副校長、教頭）
⑨	情報集約、対応の記録	主幹教諭	⑩	保護者への対応	校長（副校長、教頭）

＜留意点＞

・校長に情報が集約され、適切な判断や指示ができるような体制をつくる。
・情報管理を厳重に行い、個人情報等の取扱いに関する校内ルールを確認した上で、徹底を図る。特に、書類等の扱いについては厳重を期し、管理職は職員の情報の取扱いについて注意する。
・警察等への対応に時間を取られ、情報や指示の伝達が止まらないよう、それぞれの代理者を決めておく。
・外部機関（県精神保健福祉センターなど）との連携もあらかじめ想定しておく。

2）対応方針の決定と全体の動き

・校長のリーダーシップの下、学校はまず警察と十分に連絡を取り、その状況に応じた対応を図るとともに、県教委とも緊密に連携し、必要に応じて岡山型スクールロイヤー制度も活用しながら、平時に決めておいた危機対応チームの役割分担を基に、管理職や関係教職員で対応を協議し、決定する。その上で、全教職員で共通認識すべき内容については、共有する。
・校長は、遺族対応、保護者会、記者会見などにおいて自ら前面に立ち、陣頭指揮をとる。
・危機対応チームは１日３回を目安に集まって情報共有や対応方針の確認を行う。
・４６ページに掲載している【資料３】初期対応チェックリストも参考に、対応方針を決定する。
・必要に応じて、県教委に人的支援を要請する。

3）遺族への関わり

・事案発生後は早急に遺族と連絡を取り、校長や担任の立場としての対応とは別に、連絡窓口となる教職員を明確にし、一貫した対応が取れる体制を作る。
・子どもを亡くした遺族に対して、心からの弔意を示すとともに、他の児童生徒や保護者への伝え方、通夜や葬儀の予定と学校からの参列の可否等について、遺族の心情に寄り添いながら、意向を丁寧に確認する。
・記者会見を開いたり、マスコミの取材を受けたりする場合や、関係各所への報告を行う際も、遺族の心情に寄り添いながら、その意向を丁寧に確認した上で行う。
・他の児童生徒や保護者にお便りなどを出す場合や関係各所へ文書で報告する場合も、遺族に文案を見せて了承を得た上で発出する。
・４７ページに掲載している【資料４】大切なお子さんを亡くされた方へ、５１ページに掲載している【資料７】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方についても活用し、背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成されており、その実施に当たっては、調査の趣旨、目的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、国の指針に基づいて行うことを遺族に丁寧に説明する。
・葬儀の後も、学校として関わりを絶つことなく、背景調査の経過や結果を説明するとともに、「しばらくそっとしておいてください」などと言われたとしても、継続的に連絡を取り、節目での弔問の意向を伝えたり、学校にある遺品の返却について話し合ったりするな

ど、節目節目で関わりを続ける。

・遺族が「どうして我が子は自殺したのか、何があったのか」を知りたいと思うのは自然なことであり、校長は「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実は事実として向き合う」姿勢を示す。

・亡くなった児童生徒のきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であり、きょうだいが他校にいれば他校と連携しながら息の長いサポートをしていくことが重要である。

4）児童生徒及び教職員の心のケア

・自殺が起きた時には、事実の解明と関係者の心のケアを同時に行う必要がある。周囲の者の心身に、不安や自責など様々な反応が現れたり、生きづらさを感じている児童生徒は、自殺の危機が高まったりする場合もあるため、十分な心のケアが必要である。

・心のケアは、教育相談担当者や養護教諭等、スクールカウンセラーなどが当たるほか、県教委の緊急危機支援チームの専門家と連携してケアに当たる。

・教育相談担当者、養護教諭等、スクールカウンセラーなどによるケア会議やケース会議を開催し、ケア全体を総括するとともに、配慮が必要と考えられる児童生徒を中心に全体の把握に努める。

・事実を伝えた後の動揺が予想される児童生徒を事前にリストアップ（※）するとともに、スクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、児童生徒の変化に対応できるよう観察体制を整える。

・スクールカウンセラー等と協議し、気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行う。

・配慮の必要な児童生徒への当面の対応を優先しつつ、広く希望者の相談を受けることができる体制も整えておく。

・教職員にとっても児童生徒の自殺は辛い出来事であり、教職員の心の状況に応じて過重負担とならないよう配慮が必要となる。

※配慮が必要なケース（事前のリストアップに関するポイント）

ア）一般的な反応（心と体に起きる）を示す児童生徒

自分や他人を責める、死への恐怖に悩む、集中できない、一人ぼっちで過ごす、話をしなくなる、落ち込む、一人でいることを怖がる、子どもっぽくふるまう、過剰に元気にふるまう、反抗的、食欲不振、不眠、悪夢、頭痛や腹痛等の身体症状、倦怠感　等

イ）反応の有無にかかわらず配慮が必要な児童生徒

亡くなった児童生徒と関係が深い、元々自殺のリスクが高い、現場を目撃した、ストレスにさらされている　等

5）保護者への対応

・保護者に正確な情報を伝えることで、憶測に基づくうわさが広がることを防ぐとともに、学校と保護者との協力関係を維持する。

・保護者には、文書を配布する又は保護者会を開催することにより、事実や学校の対応、今後の予定などを説明するとともに、子どもへの接し方や校内のカウンセリング体制、外部の医療機関や相談先の情報などを適宜お知らせする。説明内容についてはあらかじめ遺族の意向

を確認する。

・保護者会を開催する場合、保護者の不安に対応できるよう、スクールカウンセラー等の専門家と連携して、心のケアについても扱うことが望ましい。

・ＰＴＡと連携し、ＰＴＡとしての対応や保護者会の実施等について、保護者の代表としての立場から必要な協力を得る。

6）情報発信（報道への対応）

・正確な情報把握に努め、外部に出せるものは何かを明確にし、保護者、児童生徒、マスコミなどへの説明がちぐはぐにならないよう情報を整理するとともに、守秘義務や資料等の管理を徹底しながら、正確で一貫した情報発信を行う。この際、教職員が共通認識すべき内容は過不足なく共有する。

・情報は、①発生事実の概要、②対応の経過、③今後の予定などに整理し、文書で示せる内容、口頭で説明する内容、質問があれば答える内容に分けておく。

・学校にとって不都合な情報であっても、事実は事実として向き合い、正確な情報発信を行う。

・公表内容等については、あらかじめ遺族の意向を確認し、了承を得る。

・マスコミ対応は窓口を一本化する。取材が集中する場合、記者会見を開くことを検討し、県教委はこれに協力する。

・事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけない。この時点では、「これからよく調べる」「現在調査中である」等と応答を留保することもあり得る。

・断片的な情報を発信して誤解を与えない。（「前日に同級生とトラブルがあった」などの断片的な情報が公表されると、それのみが原因であるかのような誤解を招きかねない」）

・インターネット上に誤った情報や人権侵害に当たる内容の書き込みがないか、情報収集に努める。

7）学校活動の再開

・学校活動の再開については、いつどのような体制で再開する予定かを遺族に十分説明する。

・児童生徒に伝える内容や形態（全校集会にするか、クラス単位にするかなど）等について、遺族の意向を確認しながら検討し決定する。

・クラスによって伝える内容が大きく変わらないように留意するとともに、欠席者への伝え方も事前に検討する。

・学年や成長・発達の程度に応じた事実の伝え方をする。（①伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方をする、②遺族が自殺の事実を伝えないでほしいと希望した場合は、伝え方を工夫する、③全校で校長から伝える場合は、集会を短く終えてすぐに各クラスで対応するようにするなど）

・事実を伝えた翌日以降、欠席者の状況把握を確実に行い、配慮の必要な児童生徒を中心に、心のケアに努める。

・事実を伝えた後に、４９ページに掲載している【資料５】心と身体の健康観察シートも参考に、事前にリストアップした以外に、配慮の必要な児童生徒がいるか確認し、心のケアに努める。

・部活動等の再開のタイミングは事案ごとに考慮すべき事項が異なることから、児童生徒の状況や遺族の意向を考慮しながら、県教委と連携し決定するとともに、いつどのような体制で再開する予定かを遺族に十分に説明する。

※「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省 H22.3）の「６学校活動」を参照

（3）基本調査の実施（他の対応と並行して行う）

学校は、県教委と緊密に連携を図りながら、次のとおり速やかに基本調査を行う。

＜基本調査とは＞

自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。（得られた情報に基づく、自殺に至る過程や原因の分析等は、後述の「詳細調査」において行う）

基本調査は、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校が県教委と連携を図りながら主体的に行う必要があり、調査の目的と目標は、事案によって異なるが、一般的にはそれぞれ次のとおりである。なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、下記目的を踏まえて事実と向き合うためのものである。

（調査の目的）

①学校及び教職員等が事実に向き合い、学校全体で再発防止に取り組むとともに、今後の学校等における自殺防止に活かすため。

②遺族の事実に向き合いたいなどの要望に応えるため。

③児童生徒と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため。

④児童生徒に係る自殺対策に社会全体で取り組むための一助とするため。

（調査の目標）

①何があったのか事実を明らかにする。

②自殺に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする。

③上記①②を踏まえ、今後の再発防止への課題を考え、学校等及び社会全体で自殺予防の取組の在り方を見直す。

※いじめが背景に疑われる場合は、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づき、いじめ防止対策推進法による重大事態としての対処が必要である。

＜留意点＞

・学校は、たとえ自らに不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

・客観的事実と主観とを分けて記載することが重要である。

・確認した内容等を勝手にまとめない。

（例：何回も悪口を言われていた→いじめられていた）

・当事者間で認識が違う場合は、それぞれの事実を併記しておく。（違うということが事実）

・遺族は自殺したことを伏せたり、「そっとしておいてほしい」と要望したりしていても、

亡くなった要因や背景は知りたいという切実な思いをもっている。
・子どもの自殺予防等に精通した専門家の支援を活用することも有効である。
・可能な限り、警察とも情報共有を図る。
・当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査を担当するメンバーとしない。

1）遺族との関わり･関係機関等の協力等

・事案発生直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、今後の接触が可能となるような関係性を構築する必要がある。
・できるかぎり速やかに遺族と面談し、遺族に対し、自殺の原因に関する基本調査を実施する方針を伝えた上で、遺族の意向を確認しながら、その実施時期、実施方法及び基本調査の一応の終了見込みについて、説明をする必要がある。
・５０ページに掲載している【資料６】事案発生（その日）から３日目までの対応などに基づき、基本調査の流れや、その後の詳細調査の流れなど、背景調査に関するフローの全体像を示す必要がある。
・基本調査の実施に当たっては、できるかぎり遺族の意向を尊重する。
・遺族から教職員が自殺の原因となった疑いがあるなどの懸念が示された際は、当該教職員は調査を担当するメンバーとしない。
・検視等を行う警察との協力や、亡くなった児童生徒と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る。

2）指導記録等の確認

・前提として、日常的に指導記録や生活アンケート等を蓄積しておく。
・指導記録以外にも、亡くなった児童生徒の作文や作品、いわゆる「連絡帳」や「生活ノート」、教科書やメモ、プリント類などにも何らかの手掛かりがあることもあるため、即時集約して、確認・保管する。
・亡くなった児童生徒の机や上履きなどの所有物の状況を確認・集約する。
・他にも学級日誌や部活動・委員会活動などに関するノートなどが参考になることもある。
・なお、指導記録等を確認し、当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査を担当するメンバーとしない。

3）全教職員からの聴き取り

・児童生徒とともに生活していた教職員の視点が必要不可欠であり、もし児童生徒への指導や安全配慮で欠けていた部分があれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要である。
・原則として３日以内を目途に、できるだけ全ての教職員から聴き取りを実施し、正確に記録する。（事案を共有する意味からも、全ての教職員から聴き取りを実施することが重要）
・校長、副校長や教頭などが聴き取りをすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかも考慮し、必要ならば、県教委など学校外の者が聴き取る。
・調査に先立って、教職員に調査の趣旨・対象を説明する（亡くなった児童生徒が置かれて

いた状況や児童生徒の人となりを把握するために必ず行う調査であり、全員が対象であること等）

・聴き取る内容は、直近の様子と、それ以前の普段の様子に分け、学習面や進路面等で把握していること、亡くなった児童生徒が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子、服装、持ち物、提出物等の状況、友人や教職員との関係など対人関係（いじめを含む）、亡くなった児童生徒の健康面や性格面、家族関係や学校外での生活のことで把握していることなど、６０ページに掲載している【資料９】聴き取りフォーマットを基本とし、事案毎に必要な項目を漏れなく聴取する。その際、５２ページに掲載している【資料８】基本調査における様式で調査結果を取りまとめることを踏まえて、聴取する内容を検討する。

・学級担任や部活動顧問など、亡くなった児童生徒と関係の深い教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関につなぐ。

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等はもとより、指導員等の外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、併せて聴き取りを実施する。

・なお、聴き取りにより、当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査を担当するメンバーとしない。

4）亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア

・亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒は、亡くなった児童生徒から何らかのSOS を受け取っている可能性があることを踏まえた上で、原則として３日以内を目途に、適切に聴き取り調査を実施する。

・具体的には、当該児童生徒と信頼関係の構築ができている教職員が自殺の事実を伝えた上で、亡くなった児童生徒に関して、気になった言動や変化等の聴き取りを適切に実施する。

・この際、児童生徒に自殺の事実を伝えてよいかどうかは、遺族の了解が必要であることに留意する。

・この聴き取り調査の対象は、遺族との関わりの中で得た情報を含め、亡くなった児童生徒の学級や部活動、委員会活動等での人間関係について学校が把握している情報を踏まえた上で、学校が判断する。

・なお、聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。

・その際、聴き取りをしたことが周囲に知られないように十分配慮することが必要であり、聴き取りの前には、対象となる児童生徒の保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者や専門家と連携してケア体制を万全に整える必要がある。

・また、遺族の希望により自殺の事実を児童生徒に伝えることができない場合には、児童生徒への聴き取りに制約を伴うこととなり、関係の深かった児童生徒から自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難となることに留意が必要である。

・他方で、自殺の事実を伝えたかどうかに関わらず、関係の深かった児童生徒は、深い喪失感を感じていたり、自殺の危険が特に高まっている状態にあったりするという認識を常に持ち、スクールカウンセラー等の専門家を中心に、積極的な声掛けを含めた心のケアを実施することが必要となる。

・心のケアを実施する際には、何か気になっていることがあれば自然と語ることができる雰囲気をつくる等の手立てを講じることも考えられる。
・心のケアを実施する中で、得られた情報については、情報提供者に対して、誰まで共有してよいか、どの程度の内容であれば、共有してよいかなどの確認を行う。
・聴き取りを行う中で、当該自殺事案に関係性が認められる教職員は、調査の途中であっても当該教職員は調査を担当するメンバーから外す。

5）情報の整理と報告

・５２ページに掲載している【資料８】基本調査における様式を用いて、得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、整理した情報を県教委に報告する。

6）基本調査に関する遺族への説明

・学校は、調査結果がまとまった段階で、５２ページに掲載している【資料８】基本調査における様式を用いて基本調査の結果を遺族に説明する。
・一方、詳細な説明を控えてほしい等の遺族の意向がある場合は、調査結果の概要を用いるなどの対応をする。
・なお、調査結果の概要、【資料８】を遺族に説明する場合は、聴き取り等を行った児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、氏名等個人の特定がされる可能性がある部分を除くなど適切に整理の上、説明を行う。一方で、いたずらに個人情報を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
・学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもあり得る。その場合、遺族の求め及び必要に応じて、適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、調査結果がまとまる前であっても、最初の説明は、調査着手からできるだけ１週間以内を目安に行う。その際、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施することが可能であることについて説明を行う。
・この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意する。
・また、この時点においては、安易に因果関係に言及するべきではなく、事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、詳細調査に移行することが必要であるため、詳細調査について、学校の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要となる。
・その際に、電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と遺族との情報共有が十分に図られず、詳細調査への移行が適切になされない可能性もあることから、６１ページに掲載している【資料１０】詳細調査等に係る意向確認書を渡すなどして、遺族の要望を聴取しておく。また、この時点での回答について、後日変更が生じる場合があることにも留意する。なお、長期間経過後に詳細調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料の保存期間が経過して、不存在となっていること等もあり得ることから、調査の実施には困難を伴うことが想定される点についても、申し添えておく。

２　県教育委員会の対応

（１）事案発生直後からの関わり

・自殺が起きた直後には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。そのため県教委危機管理対策本部による県教委チーム（以下「県教委チーム」と言う。）を活用するなど、対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し、助言等の支援を行う。
・学校が遺族と連絡を取り合い、遺族の意向を確認しながら対応できているかなど、必要に応じて、学校の対応に助言等の支援を行う。
・必要に応じて、警察等の関係機関に対しても情報提供を行う。
・自殺等の重大な事案が発生した場合は、「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（R5.3 文科省事務連絡）に基づき、速やかに指定様式により国に報告する。
・県教委から発信する情報は、事実に基づいて、正確かつ迅速に行う。
・特に報道など外部への対応については、学校と調整の上、対応窓口を一本化し、情報の混乱が生じないよう、事実を正確に発信する。
・状況によっては、報道対応窓口を学校ではなく県教委に一本化し、学校は事故直後の対応（児童生徒等・保護者対応）に専念できるよう考慮する。
・記者会見を含む情報の公表の際には、あらかじめ遺族の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

（２）児童生徒の心のケアの支援

・児童生徒の心のケアを行う際には、「児童生徒に係る重大事件が発生した場合の緊急危機支援実施要綱」による緊急危機支援チーム(以下「緊急危機支援チーム」と言う。)を派遣するなど学校の教育相談担当者、養護教諭等及びスクールカウンセラー等と連携して対応に当たる。

（３）基本調査の支援

・学校が実施する基本調査について、本基本方針に基づいて行えているかなど、指導・助言を行う。
・大人数の児童生徒に聴き取りをする場合、膨大かつ多様な情報が集まることとなり、その情報の整理には時間と人員が必要となることがある。その際には県教委チーム派遣などによる人的支援を行う。
・校長、副校長や教頭などが聴き取りをすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかも考慮し、状況に応じて、県教委の職員が聴き取る。

（４）詳細調査への移行の判断

全ての事案について、心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うが、下記「〈詳細調査を実施しない場合〉」に該当する場合には詳細調査を実施しない。

<詳細調査とは>

基本調査等を踏まえ、心理の専門家等の第三者性が確保された外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

詳細調査は、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに県教委が主体的に行う必要があり、調査の目的、目標及び留意点は、基本調査と同様である。

＜詳細調査を実施しない場合＞

〇遺書などにより、学校生活に関係する要素が背景に疑われない場合
〇遺族が詳細調査を希望しない場合

・県教委は、学校から基本調査の報告を受け、上記に照らして、詳細調査に移行するかどうかを判断する。判断に疑義が生じる場合、第三者的な立場の機関や外部専門家等に意見を求めるなどし、その意見を尊重する。

（５）詳細調査に先行したアンケート調査･聴き取り調査実施の判断

・基本調査実施中に詳細調査の一部であるアンケート調査や聴き取り調査に関する遺族の要望がある場合は、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施することが必要である。
・詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等においても、県教委の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。

（6）遺族への説明

・詳細調査を行う前には、遺族への説明が必要である。
・調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせ等を行うことが円滑な調査の実施につながる。
・この事前説明は、一方的に説明をすれば足りるということではなく、遺族が何を求めているか、どういったところに疑問を持っているのかなど真意をよく聴き取りつつ、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ることが必要である。
・また、自殺事案に対しては、死亡場所が学校や通学路ではなくとも、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付制度により、死亡見舞金が給付される場合がある。
JSC が遺族向けに災害共済給付制度を説明する資料を作成しているので、遺族に以下 URL に掲載されている資料を渡し、遺族の状況に配慮しながら丁寧に説明を行う。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校の管理下の災害でお子様を亡くされた保護者の方へのお知らせ
＜URL＞https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx#oshirase

・遺族に対して、事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を明確にする。
・事前説明は、大きく２段階に分けて行うことが考えられる。以下のとおり、基本調査が終了し、詳細調査を行うこととなった場合、速やかに説明する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。

【基本調査が終了し、詳細調査を行うこととなった段階】

①調査の目的・目標

・詳細調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実関係の確認のみならず、遺族の事実に向き合いたいという希望に沿いつつ、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それにより、再発防止策を打ち立てることを目指すものであることを説明する。

・その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や確実的なことが言えないことも想定されることについて触れる。

②調査組織の構成に関する意向の確認

・調査組織の構成については、公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、遺族から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。その際、調査体制についても要望があるかどうか確認する。

・職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、遺族の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。

・遺族が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて、推薦を依頼することを説明する。

③調査方法等についての確認

・遺族から調査方法について要望があるか確認を行う。

・事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、調査方法に関して、遺族の要望がある場合には、児童生徒への聴き取り等を行わないことや聴き取り範囲を調整し、遺族が納得できる方法で行うことが可能である旨を説明し、調査方法や調査対象について要望を聴き取る。

④窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

・遺族との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。その際、資料４を再度、配付することも考えられる。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階】

①調査の目的と目標

・調査の目的と目標について説明する。

②調査組織の構成

・調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体等からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

・遺族に対して調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。

・実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。

・そのため、定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、あらかじめ遺族に対して説明する。

④調査事項・調査対象

・詳細調査において、どのような事項をどのような対象（聴き取り等をする児童生徒等の範囲）に調査するのかについて遺族に対して説明する。

・なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。

・また、調査組織が第三者委員会の場合に、調査事項や調査対象を第三者委員会が決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で適切に説明を行う。

・調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを遺族に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤調査方法

・詳細調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を遺族に対して説明する。

・さらに、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては遺族から了解を得ること。その際、遺族が自殺の事実を公表することを望まない場合や異なる死因（例：事故死）と説明するよう求めてきた場合、詳細調査は、自殺の事実を他の児童生徒へ伝えなければ実施することが難しい旨説明を行い、了解を得ること。

⑥遺族の要望への対応の方向性

・事前に説明を行った段階で遺族から調査組織、調査体制、調査方法等について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑦調査結果の提供・説明

・ 調査終了時においては、調査報告書本体又はその概要版資料を用いつつ、調査結果の説明を行うことについてあらかじめ説明を行う。

・ なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

・ 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する

（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
・ 調査報告書の公表について、学校の設置者としての方針があれば、説明を行うとともに、公表する際は、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことに触れ、文書の保存期間、保存方法を説明する。
・ 詳細調査を実施しても、必ずしも事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。

・遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、基本調査の結果、詳細調査の必要性が高い場合には、詳細調査の実施について改めて遺族に提案することも検討する。
・遺族が詳細調査を望まない場合でも、学校生活に関係する要素が背景にある場合その他必要な場合には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保した外部専門家等の助言を得ながら、県教委が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある。また、基本調査の内容を取りまとめ得られた資料とともに保存する必要がある。

※いじめが背景に疑われる場合は、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づき、県教委は知事に対して重大事態発生の報告を行うとともに、いじめ防止対策推進法による重大事態に係る調査などを実施する必要がある。

(7) 詳細調査の実施

県教委は、次のとおり速やかに詳細調査を行う。（基本調査受領後、１週間程度で調査に着手）

1) 調査組織（調査委員会）の構成

・調査委員会の構成については、当該調査の公平性や中立性を確保する必要があるため、いじめ対策基本方針の枠組み等を活用し、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。
・事務局は、県教委に置く。事務局の構成員は、事案との関係性がない職員とする。
・調査委員会の構成員については、守秘義務を課し、氏名は特別な事情がない限り公表する。
・調査委員会の構成員は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、その専門的知識を生かし、可能な限り、多角的な視点から調査を行う。
・基本調査の結果等を踏まえ、詳細調査において、関係者に対し再度聴き取り調査を行う場合、多数の児童生徒等からの聴き取り調査等を外部専門家が直接全て行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため、例えば、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理するための補助者を、調査委員会の構成員とは別に置いておくことなども検討する。

2) 詳細調査で行う事項

・調査委員会において、詳細調査の計画と見通しを立て、県教委（以下「調査の実施主体」とい

う。）との間で共通理解を図る。具体的には、調査の趣旨等の確認と、調査方法や期間、遺族への説明時期（経過説明を含む）、調査後の遺族への説明の見通し等を検討する。

・調査委員会においては、以下のような手順で情報収集・整理を進める。

①基本調査の確認

基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調査実施の必要性の有無を確認

②学校以外の関係機関への聴き取り

医療機関、福祉部局や人権関係部局等、これまで対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）

③児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査（後述）

④遺族からの聴き取り（後述）

・プライバシー保護の観点から、調査委員会会議は非公開とすることができる。公開、非公開の範囲については、プライバシー保護及び遺族の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。また、関係者ヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。なお，調査委員会会議を非公開とした際には、調査委員会会議の内容については、報告を受けた調査の実施主体が遺族に適切に情報提供を行う。

3）児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査

全校児童生徒や同学年の児童生徒などに広く情報提供を求める必要性がある場合には、事前に遺族の了解及び児童生徒・保護者の理解・協力を得た上で、心のケア体制を整え、児童生徒に自殺の事実を伝えた一斉の調査（アンケート調査や聴き取り調査）を実施する。

＜調査の趣旨と実施の判断＞

・学校におけるトラブルなどを調査するため、全校児童生徒や同学年の児童生徒などに対して広く情報提供を求める必要がある場合には、遺族の了解及び児童生徒・保護者の理解を得た上で、児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査の実施を検討する。

・自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解と、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることを前提とする。

・アンケート調査などは、何があったのかを知るためのものであって、自殺に至った責任を追及することが目的ではないことを共通理解した上で実施する。

＜留意点＞

・アンケート調査は、様々な調査方法の一つであり、決して万能ではないので、聴き取り調査なども含め、必要に応じて量的にも質的にも十分な情報を得る必要がある。

・アンケート調査や聴き取り調査を実施する場合、可能な限り速やかに開始する。

・アンケート調査や聴き取り調査の実施に当たっては、実施の時期、実施する主体、対象、ケア体制などを検討した上で、必ずスクールカウンセラーなどの専門家の助言を受ける。

・調査実施に当たっては、調査への参加を無理強いせず、児童生徒や保護者の意思を尊重する。

・一般的に児童生徒は被暗示性が強く、それがアンケート調査や聴き取り調査に当たって影響することがあるため、一定の答えを誘導する可能性のあるような質問はしない。

・背景調査には携わらない心理の専門家等による相談体制の確保や、配慮が必要な児童生徒のリストアップを行うなど、ケア体制をあらかじめ確立しておく。

・調査実施後、心ないうわさや臆測等により遺族や友人を傷つけないよう、言動への注意を呼びかけるとともに、アンケートに記載できなかったことやその後思い出したことはいつでも知らせてほしいことなどを話しておく。

＜児童生徒･保護者への調査の協力依頼＞

・児童生徒や保護者へ、適切に自殺の事実を伝達し、調査への協力依頼をする。（自殺の事実の伝達に関しては、「４）児童生徒及び教職員の心のケア（１０ページ）」、「５）保護者への対応（１０ページ）」も参考にすること。）
・調査の協力依頼をする説明文書を作成し、事前に遺族の理解を得た上で保護者に配付し、理解を得る。
・アンケートの調査結果について遺族へ提供する場合があることをあらかじめ説明を行い、保護者・児童生徒から同意を得ておく。
・自殺が起こった後の一般的な反応（１０ページを参考にすること。）を周知した上で、事前にリストアップされた配慮が必要な児童生徒については、保護者に自分や他人を責めるなどの反応が見られる場合があることを個別に伝える。その上で、保護者に、児童生徒の様子に気を配り、気になる点などがあれば、学校に伝えるよう依頼する。併せて、心理の専門家等などによる相談体制についても周知する。

＜アンケート調査の実施＞

・アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）については必ず、調査組織において、調査実施より前に具体的な方針を立てて、遺族に説明し、理解を求める。
・アンケート様式は、各学校が６０ページに掲載している【資料９】聴き取りフォーマットの聴き取り項目をもとに作成し、平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求める。
・特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の対応をとる。
・保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で経緯やアンケートの必要性を説明し保護者の協力を求めた上で、アンケート用紙を児童生徒に持ち帰らせ、家庭で記入し提出するなどが考えられる。
・回収方法については、児童生徒が不利益を被らない形で回収できるように配慮する。
・自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、記名式とする。

＜アンケート調査結果の具体的取扱方針の例＞

・アンケート調査や聴き取り調査などにより集められる情報には、時として、うわさや臆測悪意のある記述等が含まれる危険性もあり、重要な情報が欠けた断片的な情報の集合体である可能性も踏まえ、アンケートで得られた情報の遺族への提供は、個人名や筆跡など個

人が識別できる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上に行う。

・提供に当たっては「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」を区分して整理し、このうち、伝聞情報に関しては、事実確認を行った結果と併せて提供する。（「直接見聞きした情報」には、その事実があった場面に立ち会ってはいなくても、亡くなった児童生徒本人から直接聞いた情報を含む。）

・提供の時期としては、調査組織において上記整理や伝聞情報の事実確認ができた後である必要があるため、調査結果の説明と併せて行う。（提供可能な時期の見込みを具体的に示すことが望ましい。）

・アンケート調査実施前に調査対象者（児童生徒と保護者）に対し、調査への協力依頼をするに当たっては、取扱い方針に則り、得られた情報を遺族へ提供する可能性があることについて説明する。

＜聴き取り調査の実施＞

・児童生徒への聴き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の教職員や県教委職員が行う場合などがあり得る。

・聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨む。

・体罰や不適切な指導などが調査対象となるケースなどでは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査を行う。

・児童生徒は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したがらない、被暗示性が高いなどの特性があると言われており、このことを念頭に置き、聴き取り調査に際しては、児童生徒に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意する。また、聴取者は、児童生徒の発達段階に応じたふさわしい人材や、特に心のケアが必要な児童生徒に対しては、心理・福祉の知見を有する専門家が行ったりするなど工夫する。

・対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聴き取りに携わる人数を増やす必要があるため、あらかじめ聴取者同士で、児童生徒の自殺予防に精通した専門家の助言も得ながら、質問内容についての打合せをするなど、共通のスタンスを保つための対策をとる。

・アンケートで記載のあった情報を基に、児童生徒に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、児童生徒が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまったりすることにもなりかねない。また、児童生徒が自らを責めたり他人を責めたりすることもあり得るので、心理的影響に十分注意する。

・聴き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査機関の見積りにも注意する。

4）遺族からの聴き取り

・遺族に調査への協力を求める際には、信頼関係の醸成と配慮が重要となるため、以下のことを常に心掛ける。

①詳細調査の実施には、遺族の協力が不可欠であるため、基本調査で得られた情報については丁寧に説明を行う。

②遺族の心情を理解し、遺族、調査組織、学校や県教委をつなぐ役割を担うキーパーソンを確保する。

③遺族のケアに当たっては、調査とは別主体が担うことが必要である。（精神保健部局など地域の適切な機関につなぎ、遺族のケア体制を地域で組む。）

・客観性を保つ意味から、複数で聴き取りを行う。

・遺書、直筆の文書、メモやノートへの走り書き、ＳＮＳへの投稿等の記録などを調査の対象資料にするには、遺族の了解をとる。

・人間の行動は、本人が意識していない無意識に左右されることが大きいことが知られており、無意識の部分を理解するには、かなり前からどのような考え方や行動様式をとっていたのかを知る必要がある。そのために、過去の資料が必要になることがあり、日記や作文などの提供を求める場合には、遺族の協力を得て、偏りなく選択する。

・様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理する。

・基本調査も含めて収集された情報が、どの程度確かなものなのか信ぴょう性を確認する。

・整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく必要がある。ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応をとらない。

5）自殺に至る過程や心理の検証と再発防止･自殺予防への提言

・自殺に至る過程や心理の検証は、背景調査の目的と目標に基づいて客観的に行う。

・自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味も含めて、客観的に、特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

・基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが、それぞれの委員の専門性の違いがある場合には、複数の視点からの分析・評価を取りまとめることも想定し得る。

①自殺に至る過程や心理の検証

・調査によって得られた様々な情報を総合的に分析・評価する。

・個々の情報の信ぴょう性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に自殺に至る過程や心理の検証を行う際には、全体として吟味する。

・量的（聴き取り人数やアンケート回収率など）、質的（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）情報が十分でない場合、自殺に至る過程や心理の検証を行うことは困難である。

・遺書等や過去の指導記録、作文等の資料についても、他の情報と合わせた全体の文脈の中で読み解く。
・児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、学校生活に関係する要因、個人的な要因及び家庭に関係する要因などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析・評価する。
・亡くなった児童生徒が生きてきた中で、どのような過程を経て、またどのような背景があって自殺に至ったかを、成育歴との関係も含め、できる限り明らかにするように努める。

②再発防止・自殺予防のための改善策

・自殺に至る過程や心理の検証で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとに、児童生徒の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえ課題を見つけ出すとともに、児童生徒に対する自殺予防教育の実施を含め、児童生徒の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめる。

6）報告書のとりまとめと遺族等への説明

①調査報告書の作成

・調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおり。

	標準的な項目		記載内容の例
1	詳細調査の位置づけ		
2	調査の目的と目標、調査組織の構成		
	(1)	調査の目的	• 調査の趣旨・目的・目標を記載する。
	(2)	調査期間	• 調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3)	調査組織の構成	• 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 • 専門家や第三者性を有している委員がいることが分かるように記載する。
3	当該事案の概要		
	(1)	基礎情報	• 当該事案が発生した学校名、当該児童生徒の学年、性別、（氏名）、当該児童生徒の状況等についてまとめる。
	(2)	当該事案の概要	• 調査対象となる当該事案について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容		
	(1)	調査方法	• どのような調査方法（アンケート、聴き取り等）をとったかについてまとめる。
	(2)	調査内容	• 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 • 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	調査内容の整理		

	(1)	当該児童生徒の学校生活等での様子	• 児童生徒及び教職員からのアンケート調査、聴き取り調査、遺族からの聴取内容を踏まえて、当該児童生徒の学校内外での様子や入学前の様子等を記載する。 • 詳細について確認が出来なかった場合には、その旨記載し、事案の端緒となったと考えられる事項についてまとめる。
	(2)	当該事案の経過	• 基本調査を含め、全体の調査の内容を時系列に沿ってまとめる。
6	調査内容の整理から認定しうる事実や自殺に至る過程・心理の検証		
			• 事実経過等を踏まえて、当該事案に係る当該児童生徒が自殺に至った過程や自殺に至るまでの心理を可能な限り明らかにする。また、明らかにならなかった点については、その旨記載する。
7	学校の設置者及び学校の対応		
	(1)	学校の設置者の対応について	• 「5　調査内容の整理」でまとめた学校の設置者の対応について、本指針、緊急対応の手引き、教師が知っておきたい子どもの自殺予防、生徒指導提要に照らして対応の検証を行う。
	(2)	学校の対応について	• 「5　調査内容の整理」でまとめた学校の対応について本指針、緊急対応の手引き、教師が知っておきたい子どもの自殺予防、生徒指導提要に照らして対応の検証を行う。
	(3)	学校の設置者及び学校の対応に係る考察	• 学校の設置者及び学校の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点と考えられる点を記載する。
8	再発防止策・自殺予防の提言		
	(1)	学校の設置者及び学校に対する提言	• 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校の設置者及び学校に対する自殺の再発防止・自殺予防の改善策の提言を行う。
9	参考資料		

・報告書を公表する場合、報告書に何をどこまで記載するのかについては、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかと、密接に関係するため、調査の実施主体と協議して調査委員会にて判断する。
・学校の安全配慮義務に違反や瑕疵が認められる場合には、率直に記載する。

【参考】岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会　調査報告書
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1035270_10017377_misc.pdf
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1035270_10017375_misc.pdf（概要版）

②調査結果の報告

・調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告する。

③遺族への適切な情報提供

・調査委員会又は県教委は、遺族に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。なお、調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、遺族の意向を確認する。

④報道機関等との関係

・先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する。（報告書のうち報道機関に提供する範囲については、遺族の了解をとる。）

・報道機関等の外部に公表する場合、遺族への配慮のみならず、児童生徒等への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する。

⑤調査報告書の公表

・調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけではなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生じないようにするとともに、社会全体で自殺防止対策について考える契機ともなる。

・他方で個人が特定されたり、遺族が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、２次被害等が生じてはならない。

・公表するか否かについては、遺族の意向等を踏まえつつ、県教委として当該事案の内容や重大性、公益上の必要性、公表した場合の当該学校における児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で、遺族が非公表を希望する等特段の事情がない限りは公表する。

⑥報告書の調査資料の保存

・調査結果の報告を受けた県教委は、報告書に係る調査資料を、文書管理規定に基づき適切に管理する。

⑦関係各所への報告

・県教委は、詳細調査の結果を知事に報告する。

・いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、重大事態として発生を報告した事案について、県教委は県知事へ調査結果を報告する。なお、この報告の際、遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、県知事に送付する。

(8) 再調査（第三者調査）の実施

・県教委は、詳細調査の結果を知事に報告し、報告を受けた知事が（遺族の意向も踏まえ）この報告に係る重大事案への対処又はこの重大事案と同種の事案の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

・知事は、再調査を行う場合は、いじめ対策基本方針の枠組み（岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会）を活用し、重大自殺事案に係る再調査委員会を設ける等の方法で調査を行う。その構成員は、この自殺事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、この調査の公平性・中立性を図る。

・再調査委員会の事務局は、県知事部局に置く。

・再調査の実施主体である県知事部局は、遺族に対して、適時適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。
・知事及び県教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事案への対処又はこの重大事案と同種の事案発生防止のために必要な措置を講ずる。

(9)報告書の提出

・調査委員会又は再調査委員会から調査結果又は再調査結果の報告を受けた県教委は、報告書が公表された後、「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（R5.3 文科省事務連絡）に基づき、国にも報告書を提出する。

(10)再発防止策

・調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てる。
・当該校の教職員等で報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る。
・県教委は、報告書の提言を受けて、遺族の意見も聴取するなどして、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践する。

Ⅰ　基本的な考え方

１　体罰・不適切な指導・ハラスメントは、なぜいけないのでしょうか

※本ハンドブックにおいてハラスメントとは、児童等に対するパワー・ハラスメントに類する言動及びセク　シュアル・ハラスメントを指すものとする。

児童生徒の権利を侵害することになります

「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4.12 改訂）にも同様の趣旨が示されています。

体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することになり、絶対に許されません。

体罰・不適切な指導・ハラスメントは児童生徒の心に大きな傷を残します

体罰・不適切な指導・ハラスメントは、児童生徒の心に深い傷を負わせることになります。その傷は、恐怖心、屈辱感を与えるだけでなく、児童生徒の無力感や劣等感を増大させます。

体罰は、学校教育法第１１条において、明確に禁止されている行為です。児童生徒を何度口頭で注意しても効果がないことから、つい体罰を行ってしまった時に、「体罰はやむを得ない場合もある。」「一定の限度内であればよい。」「身体を張って指導しているんだ。」などという言葉で体罰を肯定する声が聞かれることがありますが、体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長し、いじめや暴力などの土壌を生んでしまう恐れがあります。体罰は指導の行き過ぎではなく、暴力以外の何ものでもなく、体罰が法律に違反した行為であることを重く受け止める必要があります。

また、児童生徒を指導する中で、「人格を否定するような発言」や「性的嫌がらせにつながる行為」等と感じさせてしまうことにより、児童生徒を深く傷つけしまうことがあることから、教育的配慮に欠け、精神的なダメージを児童生徒に与える不適切な指導・ハラスメントも、不登校や自殺、生徒間のいじめのきっかけになる可能性もあるため、体罰と同様に許されない行為です。

体罰・不適切な指導・ハラスメントは児童生徒との信頼関係を崩し、学校不信を招きます

教職員にとって、児童生徒に教育的指導を行うのは大切な仕事の一つですが、適切な指導と体罰・不適切な指導・ハラスメントにつながる行為との境界線は、必ずしもすべてが明確となっている訳ではありません。「学校は特別な場所」であると思い違え、「子

どもたちのために」という大義名分のもとであれば許容範囲だと考えていませんか。
　体罰・不適切な指導・ハラスメントを行う教職員がいた場合、児童生徒は表面的にはその怖さから教職員に従うそぶりを示しても、内面的には不安や恨み、反発心などを抱くようになります。また、他の教職員に対して、横柄な態度をとるなど、教職員によって接し方を変えるということにもつながります。体罰であっても、不適切な指導・ハラスメントであっても、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員や学校への信頼を失墜させることになります。児童生徒との信頼関係が崩れれば、保護者からの不信感が増し、やがて地域全体からの信頼も失うことになります。たとえ１回の体罰・不適切な指導・ハラスメントでも学校不信を招き、その修復には、かなりの時間と労力がかかることになります。

２　どういった行為が体罰・不適切な指導・ハラスメントとなるのでしょうか

法の規定

学校教育法第１１条

　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

　体罰は、法律で禁止されており、校長及び教員は、いかなる場合も体罰を加えることはできません。
　体罰を根絶する一方で、指導すべきことは、毅然とした姿勢で教職員が一体となって指導し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要であると考えています。

※　懲戒とは、このハンドブックでは児童生徒への叱責、起立、居残り、宿題や清掃当番の割当て、訓告など、事実行為としての懲戒を指しており、退学や停学などの児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴うものは除く。

体罰・不適切な指導・ハラスメントとは

体罰とは

○　次の行為のように、その行為の内容が、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）は体罰に該当します。次にあげる行為はその例です。
- 　体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 　帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 　授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。

○　次の行為のように、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特

定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）は、体罰に該当します。次にあげる行為はその例です。

・　放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

・　宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

○　次の行為のように、社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すものは、体罰に該当すると考えられます。次にあげる行為はその例です。

・　健康状態を無視した、日常生活に支障を来すほどの疲労を伴う運動を強要する。

・　熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに運動をさせる。

・　指示に従わない生徒に対して激怒して、パイプ椅子を振り上げたり、机を蹴ったりする。

・　個々の能力や特性に配慮することなく、科学的合理性を欠く練習を複数回課す。

・　試合に負けたり試合内容が不甲斐なかったりした場合の罰として、トレーニングの目的から外れた過度なランニングを課す。

体罰かどうかを判断する基準

○　懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件や以下に記載した観点の状況を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

○　適切な教育的指導の一環として行われたものであったか、そうではなく感情的な行為であったか等について確認し、体罰に当たるかどうかを判断します。

○　懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たる場合は、体罰に該当すると判断します。

○　注意喚起行為等として行われたものであっても、単発のものでなく繰り返し行っているものや、顔面を叩いたり足を蹴ったりするなど程度の重いものは、体罰に該当すると判断します。また、結果として、児童生徒に鼻血や打撲などけがを負わせたものは体罰に該当すると判断します。

○　児童生徒から教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使で、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は、体罰には該当しないと判断します。

○　他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に該当しないと判断します。

不適切な指導・ハラスメントとは

○　不適切な指導とは、児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような言動や、児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含みます。次にあげる行為は、不適切な指導と考えられ得る例です。

・　大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
・　児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
・　組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
・　殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、本人の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
・　児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
・　他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
・　指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
・　適切な指導やアドバイスをせず、できないことを執拗に責め続ける。
・　部活動や行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。
・　好き嫌いで児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。
・　学校生活において、介助や支援を必要とする児童生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援を行わない。
・　児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。
・　児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方的に押し付ける。

パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、県の「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの」と定義しています。児童生徒に対しても、人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動は、パワー・ハラスメント（児童等に対するパワー・ハラスメントに類する言動のことを言う。以下同じ。）に該当します。

パワー・ハラスメントかどうかを判断する基準

パワー・ハラスメントに当たるかどうかは、当該児童生徒又は目撃者や相談を受けた者の訴えの内容や当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境等の諸条件や次に記載した観点の状況を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

適切な教育的指導の一環として行われたものであったか、そうではなく児童生徒に対する優越的な関係を背景として行われる、指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であったかについて確認し、児童生徒の人格や尊厳を害し、又は精神的・身体的苦痛を与える行為であったかを踏まえ、パワー・ハラスメントに当たるかどうかを判断します。

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、県の「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義していますが、児童生徒に対しても、次の行為のように、児童生徒を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやＳＮＳ等による通信、インターネット上の書き込み、身体等への不適切な接触、つきまとい等は、セクシュアル・ハラスメントに該当します。次にあげる行為はその例です。

- 容姿や体型を話題にしたり、揶揄するように言ったり、性に関することを話題にしたりする。
- 指導の際に、身体に寄りかかったり、髪や手に触れたり、マッサージと称して身体を触ったりする。
- 「男子(女子)だから･･･」「女子(男子)のくせに･･･」など、性別で行動や役割分担を決めつける。
- 児童生徒とSNS等でのやりとりを行い、児童生徒に対し、性的な冗談を含むメッセージを送る。

セクシュアル・ハラスメントかどうかを判断する基準

性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかについては、相手や周囲の児童生徒がどう感じているかが重要です。

セクシュアル・ハラスメントについては、当該児童生徒、目撃者、相談を受けた者からの訴えがあったり、周りの教員が気づいた場合は、セクシュアル・ハラスメントが行われたものと判断して対応する必要があります。

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会の調査報告書において、生徒の自死の原因は、事案発生前に形成されていた部活動顧問と生徒の関係性を背景とする、部活動顧問からの生徒に対する叱責や体罰であり、これらの言動は教員という立場を利用したハラスメントであったと判断されています。

本事案から、不適切な指導・ハラスメントが児童生徒に及ぼす影響について学び、これらの行為を根絶する意識や取組を徹底する必要があります。

調査報告書（概要版）より抜粋

５ 本件生徒の自死(本件自殺)の原因について【要約】

本事案において、本件生徒が自死することとなった要因として、学習面や交友関係での悩みなどを挙げることができる。

しかし、本件生徒の自死と強い関連性があると言える要因としては、マネージャーとして野球部に復帰した本件生徒が、もう野球部を辞めることはできないとの心境にあったことに加え、本件生徒がＳ氏に対して畏怖していたという関係性がある中で（本件生徒は、野球部をいったん辞めていたが、それ以前において、本件生徒自身も、Ｓ氏から体罰を受けたことがあったし、精神的打撃を受ける言動をされたことがあった)、自死する直前に、Ｓ氏が本件生徒を激しく叱責したことにあったと言える。なお、自死する直前の、グラウンドに残されて叱責を受けた行為は、Ｓ氏による本件生徒に対する「体罰」に該当する行為であった可能性が高く、熱中症の危険に晒しながらの叱責であったのであるから、少なくとも、本件生徒に対して著しく配慮に欠けた指導であった。

本件生徒は、かねてより、野球部における自分自身の存在価値に疑問を覚えてきたところ、自死直前の叱責により、改めて自分自身の存在価値を否定したものと考えられる。本件生徒は、自分自身の存在意義に対する無価値感や、野球部内での孤立感をより強くし、マネージャーとしてであったとしても、野球部にいる限り、このような感覚が今後も継続するという強い苦しみを主観的に覚え、心理的視野狭窄に陥って、自死するに至ったものと判断する。

そして、教育倫理的ないしは法律的な観点から、本件生徒の自死を惹起した必要条件と言えるのは、Ｓ氏と本件生徒との間に形成されていた関係性を背景とする、Ｓ氏からの本件生徒に対する激しい叱責等であったことは明らかである。

よって、当委員会は、本件生徒が自死した原因は、本事案発生前に既に形成されていたＳ氏と本件生徒との関係性を背景とする、Ｓ氏からの本件生徒に対する激しい叱責等にあったと結論づける。Ｓ氏の本件生徒に対する言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったとも言える。

３　体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法はどういったものでしょうか

学校教育の現場において、体罰禁止や不適切な指導・ハラスメント防止が叫ばれ続けているにもかかわらず、また学校におけるハラスメントの防止に努めている中、いまだに体罰・不適切な指導・ハラスメントがなくならない背景には、次の要因が考えられます。

（１）誤った考え方や関係性の理解不足

① 体罰・不適切な指導・ハラスメントを容認し、正当化する誤った考え方

教職員の中に、時と場合によっては、ある程度の体罰や厳しい叱責、威圧的な指導等が児童生徒の教育には必要であり、教職員自身が過去にそういった指導を受けた経験から、教育的にも有効で、自分の指導方法は間違っていないとの認識により、「体罰・不適切指導・ハラスメントを容認し、正当化する考え方」が根強く残っていることが考えられます。体罰・不適切な指導・ハラスメントによって児童生徒の行動が変わったとしても、それは自主的、主体的な行動ではなく、恐怖心等によるものであり、教育的効果によるものではないことを理解する必要があります。児童生徒は人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在であり、いかなる理由があっても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されません。

② 教職員と児童生徒の関係性の理解不足

児童生徒は話しやすい教職員に親近感を持ち、自分の思いや悩みなどを話しやすいと感じるとともに、知識や経験が豊富で頼りになる大人として、憧れの存在になることもあります。そのため、児童生徒の中には、そういった教職員の関心を引いたり、甘えたりする者もいます。一方、一部の教職員の中にはそのような児童生徒の言動を恋愛感情と勘違いしてしまう場合があります。このような勘違いからセクシュアル・ハラスメントを犯すようなことが絶対あってはなりません。また、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられ、こうした言動をなくしていくことが必要です。

③ 立場の優位性の理解不足

教職員と児童生徒は、「指導する側と指導される側」「大人と子ども」といった上下関係や力関係から、いかなる状況においても教職員に優位性が生じるため、学校では児童生徒は教職員からの指導等を基本的には受け入れざるを得ない立場にあります。こうした状況の中、人間関係の優位性を持つ教職員は、自らの指示等を、相手が受け入れている、あるいは嫌がっていないと間違えて認識してしまうと、体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こすリスクがあることを自覚する必要があります。また、教職員が自身の冷静さを保つことができず、怒りに任せた言動を行うことも体罰・不適切な指導・ハラスメントに繋がります。

＜対処法＞

◎教職員の意識改革に努め、指導力を高める

■　「厳しい指導」「愛の鞭」などと言って、体罰・不適切な指導・ハラスメントを正当化することは、大きな誤りです。また、「信頼関係ができているから」「少しぐらいは」といった甘えも、全く通用しません。全ての児童生徒が個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を、全教職員の共通理解のもと、意識改革を徹底していく必要があります。

■　問題行動などの結果や現象面だけを見て判断し指導するのではなく、児童生徒の生活背景や実態を把握し、そのような行動に至る原因を受け止め、保護者とも連携するなど児童生徒理解に努めながら、粘り強く指導することが大切です。

■　教職員が指導の在り方や児童生徒への関わり方について振り返り、体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導法や、児童生徒との関わり方について、具体の事例を想定しながら研修し、自信をもって指導できる力を身に付けることが必要です。

■　教職員が、自分の中に生じた怒りをコントロールする方法を身につけるとともに、呼吸法や動作法などリラックスする方法を学ぶことも大切です。

■　全ての教職員が、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶は勿論、人権問題を直感的に捉える感性や人権への配慮が態度や行動に表れるよう、コンプライアンス研修などを活用し、計画的に研修を行うことが大切です。また、児童生徒にも、個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を理解できるよう、人権教育の充実を図ることが必要です。

◎児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導の充実を図る

■　自分自身のこれまでの日常的な指導の在り方や児童生徒への関わり方を振り返り、自己指導能力育成のための留意点を生かした積極的な生徒指導への見直しを図ることが必要です。

■　児童生徒が意欲的に学ぶための授業づくりに努め、教育活動を通して成就感を味わえるように指導・支援していくことで、自己存在感を育んでいくことが大切です。

■　児童生徒が互いに認め合い、共感的な人間関係をつくることができるように指導・支援するとともに、自己決定の場を設定し、自己の可能性の開発を援助していくことも必要です。

■　「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を活用し、「人権教育」や「自殺予防教育」に関する授業等で毎年視聴する機会を設け、児童生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する理解を得られるよう、各学校の実情に応じて取り組むことが必要です。また、保護者に対してもPTA研修会等の機会をとらえ、当教育動画の視聴を促し、家庭における児童生徒との会話等から、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づけるよう理解を深めることも必要です。

■　学校部活動においては、「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成

績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行うことが必要です。

■　運動部活動において指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが必要です。

■　文化部活動において指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが必要です。

（２）不十分な教職員間の協力体制やチェック機能

教職員が孤立し、他の教職員の協力が得られずに指導がうまくいかない場合、教職員としての権威や自尊心を傷つけるような児童生徒の態度に対して、自分の指導が児童生徒の内面に入らない指導力の不足からくる苛立ちにより、衝動的に体罰に至ったり、厳しい叱責や高圧的な指導等がパワー・ハラスメントに至ることがあります。そのようなことに至らないよう、日頃から管理職も含め、生徒指導について教職員間で話し合い、生徒指導における協力体制を構築しておくことが大切です。

また、部活動については閉鎖的な面があり、顧問１人が管理を一任されやすい構造的な問題を抱えています。そのような中で、「強くしてやりたい」「上手くしてやりたい」という顧問の指導方針に対して、周囲の教職員がその問題点を指摘しにくいという構図があると言われています。顧問以外の教職員の目が届かないことで、感覚が鈍ってくる面もあり、体罰・不適切な指導・ハラスメントに至りやすい危険性をはらんでおり、教職員相互や管理職によるチェックが必要です。

＜対処法＞

◎生徒指導体制の在り方を点検する

■　生徒指導に当たっては、余裕をもって児童生徒の話をじっくりと聞くとともに、指導の困難な児童生徒への対応について、学級担任や生徒指導担当など一部の教職員だけが抱え込まないようにし、養護教諭等やスクールカウンセラーなど複数の教職員でチームを組んで指導に当たることなどが必要です。また、児童生徒を多面的な視点で理解するとともに、発達や成長の過程を考慮して指導に当たることも大切です。

■　管理職は所属職員を監督する責務を有することから、本ハンドブックや「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」等を熟知した上で、校内の指導体制を構築するとともに、助言や相談しやすい体制や雰囲

気づくりを行います。

■　対症療法としての生徒指導だけではなく、長期的な視野に立ち、教育活動全体を通じて自己指導能力育成のための留意点(自己存在感の感受･共感的な人間関係の育成･自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を生かし、積極的な生徒指導を心がけ、魅力ある学校づくりに努めることが大切です。

■　児童生徒が何でも気軽に話せる環境づくりなど教育相談体制の充実に努め、悩みや不安が、潜在化・深刻化しないように留意するとともに、体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けるなど悩みや不安を抱えたときに、いつでも安心して相談できる環境を整えるため、スクールカウンセラーの配置や、外部の相談機関を周知するなど、外から見えない事案についての早期発見・早期対応を図る必要があります。また、児童生徒が確実に相談できるよう、児童生徒だけではなく、保護者にも周知する必要があります。（相談窓口については、Ｐ５０参照）

■　学校の中でも、時間（授業中、昼食時、放課後等）や場所（教室、廊下、グラウンド等）によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もあることを踏まえ、複数の教員で観察するなど客観的な観察を心がけるとともに、学校生活アンケート等で、悩み事やいじめに関する回答をした生徒がいた場合には、できる限り速やかに個別に面談し、その心情を把握することが必要です。

■　「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート」（Ｐ４８～５０）等を活用して定期的な点検を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントがないか確認することが大切です。

■　体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる事案が発生した場合の聴き取りの手順や当該教職員への指導、校内体制の見直しなどを、あらかじめ想定しておく必要があります。（Ｐ４７参照）

■　部活動においては、「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、各校において活動方針や年間計画を定めた上で、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術等の活動を行える体制を整備する必要があります。

■　特に部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問１人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい場合があることを十分認識することが重要です。管理職は、校内の巡視や顧問以外の教職員相互の確認等によって、部活動の様子をしっかり把握することにより、指導を第一顧問に任せきりにせず、複数による指導体制の構築や、相談できる体制や雰囲気づくりを行います。また、保護者に部活動を公開することや保護者会を定期的に開催することで、外部の目を部活動の中にも入れることも大切です。

（３）学校と保護者・地域との認識の違い

保護者や地域の中には、時に体罰を含め、学校に強い指導を期待するなど、学校の取り組もうとしている指導方針との間に認識のずれが生じることがあります。

＜対処法＞

◎保護者・地域との連携を図る

■　保護者・関係機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を増やし、そのような場で学校の教育方針等を明確に示し、理解と協力を求めることで、児童生徒を地域で見守っていく体制を作る必要があります。特に、閉鎖的な面がある部活動においては、練習計画や部活動の公開などにより保護者等との積極的な情報共有を図るとともに、学校として取り組もうとしている指導方針と各部活動における指導や活動の実態にずれがないことを確認する必要があります。

■　保護者や地域住民の一部には、体罰を容認する考え方があることも予想されますが、学校として体罰・不適切な指導・ハラスメントを否定するという明確な生徒指導の方針を説明し、継続的な啓発を進めていくことが大切です。

【参考】

平成 27 年３月に文部科学省が設置する「コーチング推進コンソーシアム」がスポーツ活動のすべての場面でコーチングを正しい方向へ導くための「グッドコーチに向けた「7つの提言」」を取りまとめ、広くスポーツ関係者に呼びかけ、環境の改善・充実を図っていくこととなりました。

グッドコーチに向けた「7 つの提言」

1.暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

2.自らの「人間力」を高めましょう。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

3.常に学び続けましょう。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

4.プレーヤーのことを最優先に考えましょう。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

5.自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

6.社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネジャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

7.コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

（出典: 平成 27 年　コーチング推進コンソーシアム）

【資料2】学校生活アンケートに係る実施マニュアル

1 目的

学校生活アンケートを実施することにより、児童生徒の個々の状況や心理状態を把握し、教育活動に活かすとともに、心の危機を抱える児童生徒の早期把握により、自殺予防を含む適切な支援を組織的に行う。

2 対象者

在籍する全児童生徒

3 実施頻度

年２回以上

ただし、様子の気になる児童生徒がいる場合などは適時適切に実施すること。

4 実施方法

記名の有無、封書やオンラインによる回答など、各校の実態に応じた実施方法とすること。

5 アンケート項目

各校の実態に応じた既存のアンケートに、次に示す「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント」に関する項目を付け加えて実施すること。

（「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント」に関する項目については、県教委への報告を求める。）

6 アンケート実施後の対応

・アンケートを実施したその日のうちに必ず回答を確認すること。
・気になる児童生徒がいた場合、速やかに学年団・生徒課など関係職員と情報共有すること。
・気になる児童生徒がいた場合、関係職員は注意深く見守りを行うこと。
・必要に応じて、担任等による個別の面談を行い、状況把握をすること。その際、保健室や相談室の利用、校外の各種相談窓口の利用、スクールカウンセラーへの相談ができることを伝えること。
・個人面談の結果から、専門的な支援が必要な児童生徒に対しては、スクールカウンセラーによる面談を実施すること。
・いじめの可能性がある場合、いじめ問題対策委員会を実施し、速やかに対応すること。
・必要に応じて、可能な限り児童生徒本人の了解を得た上で、保護者とも情報共有を行うこと。

【アンケート項目】

1 体罰･不適切な指導･ハラスメントについて

問１　新年度になってから、あなたは、学校生活の中で、「体罰・不適切な指導・ハラスメント」と思われる行為を教職員（部活動の外部指導者を含む。）から受けたことがありますか。

①ある　　②ない

問２　新年度になってから、あなたは、友達が、学校生活の中で、「体罰・不適切な指導・ハラスメント」と思われる行為を教職員（部活動の外部指導者を含む。）から受けているのを、見たり、聞いたりしたことがありますか。

①ある　　②ない

問３　問１、問２で「ある」と答えた人に聞きます。どのような内容の体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたり、見たり、聞いたりしましたか。当てはまるものを全て選んでください。もし、過去の体罰・不適切な指導・ハラスメントを思い出してしまう等答えたくない場合には、この問題を答えずにとばしても結構です。

（体罰・不適切な指導・パワーハラスメント）

- □　肉体的・精神的な苦痛を与える行為（強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど）
- □　大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- □　児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- □　組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- □　殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、本人の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- □　児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- □　他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- □　指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
- □　適切な指導やアドバイスをせず、できないことを執拗に責め続ける。
- □　部活動や行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。
- □　好き嫌いで児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。
- □　学校生活において、介助や支援を必要とする児童生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援を行わない。
- □　児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。
- □　児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方的に押し付ける。
- □　その他

（セクシュアルハラスメント、わいせつ行為）

- □　容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった。
- □　「男のくせに」、「女のくせに」等と言われ、不快であった。
- □　性的な話・冗談等を言われ、不快であった。
- □　性的なうわさを流され、不快であった。
- □　性的なことについて質問され、不快であった。
- □　性的な内容の電話・手紙・電子メール等を送られ、不快であった。
- □　不必要に身体に触られ、不快であった。（例えば、マッサージと言って、触ってくる等）
- □　プライベートな交際を求められた。
- □　プライベートなＳＮＳのＩＤやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝えられたり、教えるよう迫られたりした。
- □　プライベートな電子メールやＳＮＳを使って連絡をされた。
- □　ＳＮＳをフォローされたり、友達リクエスト等を送られたりした。

□　個人のスマートフォンや携帯電話を必要のないときに校内で持ち歩いていた。
□　その他

問４　誰から被害を受けましたか。または友達が誰から被害を受けていましたか。
①自校の先生　②他校の先生　③外部指導者　④その他（　　）

問５　いつその被害を受けた、または見たり聞いたりしましたか。
①授業中　②部活動中　③放課後　④その他（　　）

別紙「学校生活アンケート」の記入に当たって

○ 体罰・不適切な指導・ハラスメントの定義、留意点等

（1）体罰とは、教職員が、児童生徒に肉体的・精神的な苦痛を与える行為（強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど）を言います。部活動や生徒指導の一環としての体罰は認められません。

【体罰の例】

1 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。

2 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。

3 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。

4 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

5 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

6 健康状態を無視した、日常生活に支障を来すほどの疲労を伴う運動を強要する。

7 熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに運動をさせる。

8 指示に従わない生徒に対して激怒して、パイプ椅子を振り上げたり、机を蹴ったりする。

9 個々の能力や特性に配慮することなく、科学的合理性を欠く練習を複数回課す。

10 試合に負けたり試合内容が不甲斐なかったりした場合の罰として、トレーニングの目的から外れた過度なランニングを課す。

（2）不適切な指導とは、児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような言動や、児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことを言い、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含みます。

特に、児童生徒に対しても、指導上必要かつ相当な範囲を超える人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動は、パワー・ハラスメント（以下、「パワハラ」）に該当します。

【不適切な指導やパワハラの例】

1 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。

2 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。

3 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。

4 殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、本人の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。

5 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。

6 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。

7 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

8 適切な指導やアドバイスをせず、できないことを執拗に責め続ける。

9 部活動や行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。

10 好き嫌いで児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。
11 学校生活において、介助や支援を必要とする児童生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援を行わない。
12 児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。
13 児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方的に押し付ける。

（３）セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）やわいせつ行為とは、以下のような相手を不快に思わせたり、不安に感じさせたりする性的な言動等のことを言います。

【セクハラやわいせつ行為等の例】

1 容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった。
2 「男のくせに」、「女のくせに」等と言われ、不快であった。
3 性的な話・冗談等を言われ、不快であった。
4 性的なうわさを流され、不快であった。
5 性的なことについて質問され、不快であった。
6 性的な内容の電話・手紙・電子メール等を送られ、不快であった。
7 不必要に身体に触られ、不快であった。（例えば、マッサージと言って、触ってくる等）
8 プライベートな交際を求められた。
9 プライベートなＳＮＳのＩＤやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝えられたり、教えるよう迫られたりした。
10 プライベートな電子メールやＳＮＳを使って連絡をされた。
11 ＳＮＳをフォローされたり、友達リクエスト等を送られたりした。
12 個人のスマートフォンや携帯電話を必要のないときに校内で持ち歩いていた。

○もし、現在又は過去に、体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けて困っている場合や相談したいことがある場合は、一人で我慢せず、信頼できる大人やスクールカウンセラー等に相談してください。また、嫌なことは相手に対して明確に意思表示しましょう。

【資料3】 初期対応チェックリスト

自殺が起きてしまったときの対応のチェックリストですが、全てを網羅しているわけではなく、全ての項目が必要なわけでもありません。県教委と連携し、詳細な対応を検討してください。

対応の過程	検討事項	留意点
発生時	□ 状況の把握 □ 記録の開始 □ 県教委との連携 □ 役割分担の確認 □ マスコミ対応 □ 関係者会議・職員会議 □ 基本調査の開始	・警察とも連携を図る ・客観的事実を正確に時系列でまとめる ・第一報は早く ・情報や指示の伝達が止まらないように ・窓口の一本化、内容は遺族の意向確認が必要 ・守秘義務や資料等の管理を徹底する ・指導記録等も確認 ・全教職員からの聴取（開始から３日以内で）
遺族への弔問	□ 弔問の体制 □ 遺族への確認事項 ・児童生徒に伝える内容や方法等 ・保護者に伝える内容や方法等 ・葬儀等の予定、参列の可否 □ 基本調査の整理、報告の時期、その後の詳細調査の流れ等	・事前連絡は不要、心からの弔意を示す ・事前に学校の考えや対応について整理 ・心情に寄り添い、意向や要望等を確認 ・学校が嘘をつくことにならないように ・保護者宛文書の文案を見せるなど丁寧に ・児童生徒も参列可か、その範囲はどうか ・安易に断定的な判断や説明はしない
児童生徒への対応	□ 事実を伝える方法・内容 □ 配慮が必要な児童生徒の確認 □ スクールカウンセラーの依頼、ケア体制の確立	・クラスで差が出ないよう文案を用意 ・憶測でＳＮＳ等に発信しないよう指導 ・事前に動揺が予想される児童生徒を確認 ・早い時間帯に伝え、観察体制を整える ・帰宅が不安な児童生徒は保護者に迎えを依頼 ・事前に緊急危機支援チームを要請 ・当面、健康調査等を基にケア会議やケース会議をもつ
保護者への対応	□ 保護者へ見守りを依頼 □ 問い合わせへの対応	・保護者宛文書の配布 ・事前に保護者会の実施を判断する場合もある
通夜･葬儀	□ 葬儀参列の体制 □ 保護者へ見守りを依頼	・参列する手段や引率等を確認 ・保護者へ引率や葬儀後の見守りを依頼
葬儀後	□ 適切な遺族への関わり ・基本調査の経過や結果を説明 ・節目での弔問 ・遺品の返却	・継続的に連絡を取り、関わりを絶たない ・変化する感情を受け止め、心情に寄り添う

大切なお子さんを亡くされた方へ

【基本調査について】

・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年 12 月改訂版）」において、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が、事案発生（認知）後、速やかに基本調査を実施することとしており、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することとしております。

・なお、御希望があれば、詳細調査の一部であるアンケート調査・聴き取り調査を、詳細調査に先行して実施することも可能です。

・現在、〇〇学校において、基本調査を実施しておりますが、〇月〇日を目途に、〇〇様の御都合を踏まえた上で、御説明をさせていただく予定です。

【詳細調査について】

・詳細調査とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査です。

・詳細調査は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す調査です。

・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「詳細調査に移行すべき事案の考え方」として、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいとされ、これが難しい場合は、少なくとも

ア）学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合

イ）遺族の要望がある場合

ウ）その他学校の設置者が必要と判断した場合

に詳細調査に移行するとされておりますので、御要望がある場合は御連絡くださいますようお願い申し上げます。

（本件連絡先）
○○学校　教頭/副校長▲▲　TEL：

（相談窓口一覧）

相談窓口	電話番号	受付時間等
○○ダイヤル		
○○の電話		
○○センター		

※災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、学校（園）の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金を給付する制度です。詳しくは以下にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

（独）日本スポーツ振興センター

広島給付課　TEL：０８２－５１１－２９５６

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校の管理下の災害でお子様を亡くされた保護者の方へのお知らせ

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx#oshirase

【資料5】 心と身体の健康観察シート

児童生徒へ事実を伝えた後に、「心と身体の健康観察」を実施し、事前にリストアップした以外に、配慮の必要な児童生徒がいるかを確認します。健康調査は、児童生徒が自分の気持ちや体の変化に気付き、つらさを表現する機会となるとともに、これを活用して全体の把握に努め、教職員やスクールカウンセラーが児童生徒の個別面談をするときにも役立ちます。

なお、実施については、その判断も含めスクールカウンセラー等の専門家の助言を受けることが必要です。

心と身体の健康観察シート

実施日：　　年　　月　　日（　　）

年　　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたの現在の様子について、あてはまるものに○を付けてください。

1	眠れない、いつもよりよく目がさめる。	（　はい　・　いいえ　）
2	いつもより食欲がない。	（　はい　・　いいえ　）
3	ささいなことや小さな音にひどくおどろく	（　はい　・　いいえ　）
4	集中できない。いつもよりぼんやりする。	（　はい　・　いいえ　）
5	楽しいこともする気分にならない。	（　はい　・　いいえ　）
6	なぜかイライラしたり、不安になったりする。	（　はい　・　いいえ　）
7	頭痛や腹痛など、体調が悪い。	（　はい　・　いいえ　）

【資料6】事案発生（その日）から3日目までの対応

事案発生（その日）から３日目までの対応

学校

■遺族との関わり（P12）

・遺族と面談を行う。
　※遺族の心情に配慮する。

・基本調査の実施時期、方法等を説明する。
　※遺族の意向を尊重する。

■関係機関等との協力（P12）

・警察との協力や、亡くなった児童生徒と関わりのある関係機関との情報共有を図る。

■指導記録等の確認（P13）

・指導記録等を即時集約し、確認・保管する。

■全教職員からの聴き取り（P13）

・教職員に調査の趣旨・対象を説明する。
　※教職員の心理状態にも配慮する。
　※聴き取る内容については別紙様式参照。

■亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査（P14）

・学級や部活動で関係の深かった児童生徒への聴き取りを行う。
　※自殺の事実が伝えられていない場合は制約を伴う。
　※保護者の理解・協力を依頼し、ケア体制を整える。
　※周囲に知られないよう配慮する。

■情報の整理・報告（P14）

・得られた情報を整理し、県教育委員会へ報告する。

■調査終了後の遺族との関わり（P14）

・調査の経過及び情報等について、説明する。
　※最初の説明は、調査着手からできるだけ１週間以内を目安に行う。
　※事実関係をもとに自殺に至る過程等を検証するには、詳細調査への移行も必要であることに留意する。
　※詳細調査について、適切に情報提供し、遺族の意向を確認する。

県教育委員会

■県教委チームの派遣（P14）

・対応の知見を有する複数の職員を派遣し、助言等の支援を行う。

■児童生徒の心のケアの支援（P15）

・緊急危機支援チームの派遣
　※学校の教育相談担当者、養護教諭及びＳＣと連携して対応に当たる。

■基本調査の支援（P15）

・基本調査の実施について、指導・助言を行う。
・必要に応じて、児童生徒への聴き取りの情報整理や、教職員への聴き取り等の人的支援を行う。

■詳細調査への移行の判断（P15）

・学校からの基本調査の報告や、遺族の意向に配慮しながら判断する。
　※詳細調査を実施しない場合もある。

◎全教職員からの聴き取り終了

※調査の進展には困難さが生じることもあるが、この聴き取りは発生から３日目以内を目途に終了する。

必要に応じて詳細調査へ移行（詳細調査は基本調査受領後、1週間程度で着手）

【資料7】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について

児童生徒の自殺及び自殺の疑いのある事案の発生

学校・県教委

基本調査

①速やかに御遺族に連絡を取る。
（弔問、電話連絡）

②該当児童生徒の置かれていた状況を調査する。

・教職員からの聴き取り調査
（原則３日以内・全ての教職員）
・関係すると思われる児童生徒からの聴き取り調査
（御遺族の要望や心情、在校生への影響等を十分に考慮して行う。）

→ ・御遺族の要望や意見の聴取
・学校の対応方針の説明

→ 調査の経過や内容を説明
（１週間以内を目途にできるだけ速やかに行う。）

移行への判断

全ての事案において、詳細調査について説明

●詳細調査を実施する
（基本調査受領後、１週間程度で着手）

●詳細調査を実施しない
・遺書などにより、学校生活に関係する要素が背景に疑われない場合
・御遺族が詳細調査を希望しない場合

詳細調査

弁護士や心理の専門家などの外部専門家を加えた調査組織の設置

○関係教職員への詳細な聴き取り調査、関係生徒への詳細な聴き取り調査、在校生へのアンケート調査や聴き取り調査など

→ 調査の趣旨や手法、期間、入手した資料の取扱い、御遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する考え方等を説明

○調査から得られた資料や情報の分析評価
※必要に応じて、在校生や保護者等に報告及び説明を行う。なお、調査結果の取扱には、御遺族、在校生及びその保護者等の関係者の心情に十分に配慮する。

→ 詳細調査の状況・結果の情報提供・説明

御遺族

再発防止策の検討及び実施

※この図は1つのモデルであり、必ずしも全ての事案に当てはまるわけではありません。状況に応じた適切な対応が必要です。

【参考】文部科学省「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」

基本調査における様式

１．学校に関する基本的事項

○学校名
○校長名
○設置者　□ 国立　□ 公立　□ 私立　□その他
○学校種　□ 小学校　□ 中学校　□ 義務教育学校　□ 中等教育学校
　　□ 高等学校（□ 全日制あり　□ 定時制あり　□ 通信制あり）
　　□ 特別支援学校（□ 小学部　□ 中学部　□ 高等部）

２．事案に関する基本的事項

○児童生徒名
○学年（　　）学年　　○年齢（　　）歳　　○性別　□ 男　□ 女
○児童生徒の在籍状況
　□ 小学校　□ 中学校
　□ 義務教育学校（□ 前期課程　□後期課程）
　□ 中等教育学校（□ 前期課程　□後期課程）
　□ 高等学校（□ 全日制　□定時制　□ 通信制）
　□ 特別支援学校（□ 小学部　□ 中学部　□ 高等部）
○事案発生日時
　死亡確認日時　　（　　）年（　　）月（　　）日（　　）時ころ
　発見日時　　（　　）年（　　）月（　　）日（　　）時ころ
　学校が把握した日時（　　）年（　　）月（　　）日（　　）時ころ
○事案発生時の状況
（事案が発生した場所）
　□ 自宅　□ 下宿・寮　□ 学校　□ 自宅・学校以外の建物
　□ 海・湖・河川□ 乗物　□ 駅構内・鉄道線路　□路上
　□ □ その他（　　）□ 不明
（手段別の状況）
　□ 首つり　　□ 服毒（医薬品等）□ 練炭等　□刃物
　□ 入水（溺死含む）□ 飛び降り　□ 飛び込み（走行中の電車、自動車等への飛び込み）　□ その他（　　）□ 不明
○事案の概要

　発見時の状況や事案把握の端緒、経緯等を時系列に沿って記載

○児童生徒が死亡前に残した文書等の有無

□ なし　□ 遺書　□ メール　□ SNS の書込み　□ ブログ
□ その他（　　）□ 不明

３．児童生徒に関する事項

○成績　□ 上位 10%以上　　□ 上位 10%～50%
　　□ 上位 50%～上位 90%　□ 下位 10%以下　□ 分類不可

○成績の急激な低下　□ 有　□ 無　□ 不明
具体的に、いつごろどのように下がったかを記載

○出席状況
（前年度）
出席（　　）日　遅刻（　　）日　早退（　　）日　欠席（　　）日
（直近１ヶ月）※長期休業明けの場合は長期休業前の状況
□欠席なし　□あり（□　１～４日　　□　５～15 日　　□　16 日以上）
□遅刻なし　□あり（□　１～４日　　□　５～15 日　　□　16 日以上）
□早退なし　□あり（□　１～４日　　□　５～15 日　　□　16 日以上）
上記の期間より前の期間を含めて、当該児童生徒の出席状況について顕著な状況があれば記載

○学校（担任や養護教諭、スクールカウンセラー等）への相談歴
□有　□無
（相談内容）　※該当するもの全てチェックすること
□ 学業等に関する相談　□ 入試に関する相談
□ 進路（入試以外）に関する相談　　□ いじめに関する相談
□ 友人に関する相談　　□ 教職員に関する相談
□ 教職員による体罰・不適切な指導等に関する相談□ 学校生活における性別による偏見・差別に関する相談
□ 家族等に関する相談　□ 病気の悩み（身体疾患）に関する相談
□ 病気の悩み（精神疾患（うつ病・統合失調症など））に関する相談
□その他（　　）

いつ、誰に相談したか、具体的な相談内容を記載

○保健室の利用　　□ 有　□ 無

時期、きっかけ等具体的に把握していれば記載

○学校外の相談機関（保健所や民間団体等）の相談歴

□ 有 □ 無 □ 不明

時期、相談先、相談内容等把握していれば記載

○自殺未遂歴・自傷行為歴　　□ 有　□ 無　□ 不明

時期、回数、手段、誰が聞いたか等把握していれば記載

○自殺をほのめかす言動（希死念慮）　□ 有　□ 無　□ 不明

時期、回数、誰が把握したか等把握していれば記載

○身体の不調　　□ 有　□ 無　□ 不明

時期、内容等把握していれば記載

○精神の不調　　□ 有　□ 無　□ 不明

時期、内容等把握していれば記載

○通院・入院歴の有無　　□ 有　□ 無　□ 不明

時期、病名等把握していれば記載

○障害者手帳　　□ 有　□ 無　□ 不明

（障害の種類：□ 身体障害　□ 知的障害　□ 精神障害　□ 不明）

時期、治療歴等把握していれば記載

○発達障害の診断　　□ 有　□ 無　□ 不明

時期、治療歴等把握していれば記載

○学習面や生活面、対人関係等において学校内で配慮していた事項があったか

□ 有　□ 無

具体的に記載

○就学援助の対象　　□ 有　□ 無　□ 不明

家計急変等の事情等把握していれば記載

○家族構成　□ 父　□ 母　□ 兄　□ 姉　□ 弟　□ 妹　□ 祖父母

□ その他（　　）□ 把握していない

保護者の職業や家庭環境等把握していれば記載

○自殺直前（直近２週間程度が目安）に本人が関係するトラブルや学校・部活動等のイベント、喪失体験等の大きな出来事があったか。

□ 有　□ 無　□ 不明

時期、内容等把握していれば記載

○入学・転学・編入学など前籍校から引き継いだ顕著な事項はあったか

□ 有　□ 無

具体的に記載

○その他特筆すべき事項　□ 有　□ 無

具体的に記載

４．聴き取りにより把握した内容

（１）全教職員からの聴き取りから把握した内容

○学習状況の変化や特徴　　□有　□無　□不明

時期、内容等把握していれば記載

○教室や部活動での様子の変化　　□有　□無　□不明

時期、内容等把握していれば記載

○服装、持ち物、提出物等の変化　□有　□無　□不明

時期、内容等把握していれば記載

○友人、教職員との関係の変化

時期、内容等把握していれば記載

（２）関係児童生徒からの聴き取りから把握した内容

○関係児童生徒から聴き取りを行ったか

□ 行った　□ 行っていない

○当該児童生徒との関係

具体的に記載

○自殺の事実を伝えたか。　□ 伝えた　□ 伝えなかった

具体的にどのような内容を、いつ、どの範囲で、どのように伝えたか記載

○教室や部活動での様子の変化　　□有　□無　□不明

時期、内容等把握していれば記載

○友人、教職員との関係の変化　　□有　□無　□不明

時期、内容等把握していれば記載

○当該児童生徒が関係児童生徒に悩みを相談していたか

□ していた　□ していなかった　□ 不明

相談内容に関して該当するものをチェック

※該当するもの全てチェックする

□ 学業等に関する相談　□ 入試に関する相談

□ 進路（入試以外）に関する相談　　□ いじめに関する相談

□ 友人に関する相談　　□ 教職員に関する相談

□ 教職員による体罰・不適切な指導等に関する相談

□ 学校生活における性別による偏見・差別に関する相談

□ 家族等に関する相談　□ 健康等に関する相談

□その他（　　）

具体的に把握したことがあれば記載

（３）その他　※保護者等

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

５．その他の方法により把握した情報

○学校生活アンケート調査（いじめの把握のためのアンケート調査を含む）等の状況

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

○その他の方法

具体的に記載（把握した方法が何かを含めて記載）

６．今後の対応等

（１）学校の対応方針

具体的に記載（児童生徒・保護者・報道機関等への対応）

（２）遺族への対応方針

具体的に記載

７．死亡した児童生徒に関して把握した事実（各項目ごとに回答）

※基本調査において学校で把握した事実についてチェックすること。また、チェック項目について、具体的に把握していることがあれば、それぞれ記載すること。

（学校問題に関する項目）※１つ以上チェックすること

☐ 学業不振に関する悩み　☐ 入試に関する悩み

☐ 進路に関する悩み（入試以外）　☐ いじめ（疑いを含む）

☐ 学友との関係での悩み（いじめ（疑いを含む）以外）

☐ 教職員との関係での悩み

☐ 教職員による体罰・不適切な指導等への悩み

☐ 学校生活における性別による偏見・差別に関する悩み

☐ その他（　　）　☐ 不明

【具体的な内容】

（健康問題に関する項目）※１つ以上チェックすること

☐ 病気の悩み（身体疾患）

☐ 病気の悩み（精神疾患（うつ病・統合失調症など））

☐ 身体障害の悩み

☐ その他　☐ 不明

【具体的な内容】

（家庭問題に関する項目）※１つ以上チェックすること

☐ 親子関係での悩み

☐ その他の家族関係での悩み　☐介護・看病での悩み

□ 家族の死亡　□ 家族の将来に関する悩み
□ 家族からのしつけ・叱責に関する悩み
□ 家族・同居人からの虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト）（疑いを含む）
□ その他　　□ 不明

【具体的な内容】

（その他）※把握していることがあればチェックすること
□ 就職失敗　□ 職場関係での悩み（アルバイト等を含む）□ 失恋
□ 交際相手からの暴力　　□ ストーカー行為等　□犯罪被害
□ SNS・インターネット上のトラブル（いじめ（疑いを含む）以外）□犯罪発覚等（本人の非行行為等）
□ 性的少数者であることの悩み　□ 孤独感
□ 後追い自殺
□ その他（　　）

【具体的な内容】

【資料9】基本調査の聴き取りフォーマット

【基本調査】

次の項目について、何か気づいたことや、知っていることなどを聴き取り記載する。

〇教職員への聴き取りの主な内容

・学習の様子（授業、成績、課題の取組の状況等）
・学級での様子
・学校行事での様子（体育大会、課外活動、学習発表会、文化祭等）
・友人との関係
・教員との関係
・委員会、クラブ（部）活動等での様子
・家庭での様子（家族との関係、生活環境の変化等）
・校外での様子

〇児童生徒への聴き取りの主な内容

・授業での様子
・学級での様子
・学校行事での様子（体育大会、課外活動、学習発表会、文化祭等）
・友人との関係
・教員との関係
・委員会、クラブ（部）活動等での様子
・家庭での様子（家族との関係、生活環境の変化等）
・校外での様子

記録様式例

対象者氏名（　　）　関係性 ＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿月＿＿＿日

詳細調査等に係る意向確認書

当該児童生徒に係る情報（学校の設置者又は学校が記入）

学　校　名		学　年	年
児童生徒氏名	さん		

上記の児童生徒に関する基本調査の結果を踏まえ、下記のとおり、詳細調査に関する意向等を確認させていただきます。

１　説明の有無

□　学校の設置者又は学校から基本調査の結果について説明を受けた。（　　年　　月　　日）

□　学校の設置者又は学校から詳細調査に関する学校・設置者の今後の方向性について説明を受けた。（　　年　　月　　日）

２　詳細調査実施に関する意向確認

□　詳細調査へ移行してほしい

□　詳細調査実施の有無に係る学校の設置者の判断に同意する

□　詳細調査へ移行してほしくない

□　現時点で回答することは難しい

※　現段階での意向を記載ください。また、この時点での回答について後日変更を妨げるものではありません。回答を変更する場合は、改めて御連絡をお願いします。

なお、長期間経過後に詳細調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料の保存期間が経過して、不存在となっていること等もあり得ることから、調査の実施には調査は困難を伴うことが想定されることに御留意をお願いします。

３　その他要望

４　文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究への活用に関する同意

□　基本調査の結果（資料８）を文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することに同意する。

□　基本調査の結果（資料８）を文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することに同意しない。

※文部科学省及びこども家庭庁において、基本調査の結果（様式２、ただし氏名を除く）を子供の自殺に係る要因分析・研究に活用します。また、要因分析・研究の実施をこども家庭庁が第三者への委託等により行う場合は、こども家庭庁から守秘義務を課した上で、当該第三者に共有します。

なお、同意は撤回することが可能ですので、撤回する場合は、改めて御連絡をお願いします。

年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【参考】詳細調査の目的

詳細調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実関係の確認のみならず、遺族の事実に向き合いたいという希望に沿いつつ、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それにより、再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

【参考･引用文献･資料】

〇文部科学省

①教師が知っておきたい子どもの自殺予防（H21.3）

②子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（H22.3）

③子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－（H26.7）

④児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について（R7.12 通知）

〇岡山県教育委員会

⑤危機管理マニュアル（H26.3）

⑥人権教育指導資料Ⅷ「こころ　～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～」（H26.3）

⑦自殺予防教育　校内研修資料（H31.1）

⑧自殺予防教育　e-ラーニング資料（R5.5）

⑨自殺予防教育学習プログラム　「小学校編」「中学校編」「高等学校編」（R5.5）

〇その他

・「I’s 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」　（H31.3：埼玉県教育委員会）

・「教師にできる自殺予防～ＳＯＳを見逃さない～」　（髙橋聡美著：中央大学客員研究員）

・「自傷・自殺のことがわかる本　自分を傷つけない生き方のレッスン」（松本 俊彦　監修）

①　②　③　④　⑤　⑥　⑦～⑨